

Title	舊宇和島藩の闇持制度
Sub Title	
Author	小野, 武夫(Ono, Takeo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.2 (1924. 8) ,p.27(188)- 142(303)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

舊宇和島藩の闖持制度

緒言

大正十二年一月、福田法學博士より來書あり、北海道帝國大學教授奥田或氏、舊宇和島藩の地割制度に關する若干の資料を有せらるゝも、氏は近く歐米留學の途に上らるゝにより、調査を試みてはと勧めらる、余は自ら好む學問の道なれば、同博士の勸奨を快諾し、後奥田氏と數次通信を交換して研究の準備に着手したるが、奥田氏は其れより後間もなく海外留學の途に就かれたり、調査の準備としては、先づ學友飯森利徳君に研究助手を依頼することゝせり、飯森君は愛媛縣西宇和郡の出身にして、當時彼地に有名なる私立實踐農業學校より東京に派遣せられて東京農業大學に學ばれ、卒業の後は歸郷して母校たる右實踐農業學校の教職に就かるゝ人なりければ、自ら舊藩農政史を調査するの機會に接したるを喜ばれ余の申出を承諾せられたり。

其他の準備としては、宇和四郡の各町村長に自ら信書を寄せて、其村の故老と古文書所有者の姓名を照會する處ありたるに、各町村長よりは早速調査を経て左記の如き人名の報告を送り来れり。

古文書所有者調

郡名 町村名 所有者

書

名

東宇和郡 多田村 堀原義男氏

「河内村御檢地牒」「御定免元下札帳」維新前借用證

「御物成帳」「日記帳」

玉津村 赤松丈夫氏

諸御用控帳

山田村 三好種保氏

〔土屋模太郎氏〕

溪筋村 土屋丑太氏

多田村 宮瀬吉次郎氏

西宇和郡 川出石町 矢野島太郎氏

同 兵頭安三郎氏

宮内村 役場所有

弘化三年御免目錄

双岩村 和家哲哉氏

尙双岩村ニハ双岩村誌ヲ編纂シアリ古文書原文ヲ掲載シアル箇所モアリト

同 清水保氏

同 摂津靜雄氏

北宇和郡 吉田町 鈴木忠氏

(郡鑑)

同 明治村 杉本卓馬氏

同 成妙村 田中榮太郎氏

北宇和郡來村兵頭牧太氏

文久三年異國船防禦御沙汰寫慶安御觸書
政事祕錄(幕府時代ノ制度ノ一斑ヲ知ル)

天保十一年諸願訴差紙求代據帳

文政五年御省略ニ付御書立寫

天保十四年爲御締合五人組改牒

文化元年人數御改帳

文政十年御城下組旅人宗門御改牒

文政九年鐵砲御改牒

天保十五年宗門御改以後人數增減牒

弘化四年切支丹宗門御改機多牒

古老調

郡名

東宇和郡

町村名
多田村

氏名

石川彌次郎氏

梶原浪三郎氏

安岡清治氏

安崎竹治氏

古所虎三郎氏

上甲岩四郎氏

西園寺萬吉氏

山本儀七氏

年

齡

史學

東宇和郡

淺家袖五郎氏 八三歳
河野友平氏 九三歳
御手洗新治氏 九二歳

三浦惣七氏 天保六年生
宇都宮與十郎氏 天保十四年生

坂本榮吉氏 天保十三年生
芝靜馬氏 安政五年生

岡田寅太郎氏 弘化二年生

赤松則傲氏

稻垣初太郎氏
六九歲

今 西 松 五 郎 氏
七〇 歳

上甲菊太郎氏 六七歳

同 同 同 同 同 同 北 同 同 同 同 同 同 同 東
宇 和 郡

御 同 同 同 同 三 明 立 山 同 土 同 同 中 同 同
橫 間 治 間 尿 田 居 川
村 村 村 村 村 村 村 村

北宇和郡

立間村

加賀山金吾氏
山崎徳廣氏

安政六年生

清満村

大塚三郎治氏
兵頭雅一氏

安政二年生

近村

日出山義一氏
西本與一氏

弘化二年生

高村

山村九郎氏
土屋徳三郎氏

弘化二年生

岩松町

大宰爾策氏
矢野島太郎氏

安政三年生

遊子村

清家雪氏
菅原興爾氏

安政元年生

川之石町

三好庄平氏
佐藤浅太郎氏

嘉永五年生

三島村

天保十四年生
鈴木吉太郎氏

弘化元年生

西宇和郡

成妙村
大宮精四郎氏

嘉永元年生

同

和家哲哉氏

八五歲

同

内村

七九歲

同

双岩村

三一

同

和家哲哉氏

三二

西 宇 和 郡	同	曾 我 太 郎 市 氏	七 二 歲
日 土 村	同	信 川 沼 太 郎 氏	嘉 永 元 年 生
神 山 村	同	成 田 虎 太 郎 氏	嘉 永 三 年 生
二 宮 忠 藏 氏	同	木 村 利 三 郎 氏	安 政 元 年 生
水 本 繁 太 郎 氏	同	水 本 繁 太 郎 氏	嘉 永 四 年 生
三 崎 村	杉 山 勝 藏 氏	嘉 永 二 年 生	
		嘉 永 三 年 生	

飯森君は同年八月郷里に歸り其暑中休暇を利用し前記報告に基きて各郡の舊家故老を歴訪すると共に、別に又新に古記録の所有者及び故老を探して實話を聞きながら、専ら資料の蒐集に努められ、其の情報は刻々送達せられたり、而して、余も亦飯森君の留郷中に於て彼地に出向すべきことを約し、九月一日東京を發足せんとて、旅用品調達の爲東京市に出でありしに、突如夫の大地震の襲來に逢ひ、身を以て市中より逃れて歸宅し、爾來通信機關の途絶せる爲め、飯森君の報告を得る能はざると共に、余も亦震火災により焼失したる別途研究原稿の補充に忙殺せられて東京を離るゝ能はず、斯る間に大正十二年は暮れて本年一月に至り、漸く雜務の整理も終へたれば、愈々彼地に入りて實地に踏査を行ふこととなれり。

先づ松山市に赴き同地伊豫史談會の幹事諸氏を訪ねて其助力を請ひ、且つ恰も余が往訪の翌日を以て催

されたる史談會總會に臨席し、親しく同市の名流雅客と膝を交へて懷古の談論に樂しき時を送るを得たるは、思ひ設けざる旅中の遭遇なりき。同市に用を終へてより直に陸路を南に走りて宇和島市に入り、同市伊達侯爵家及び伊達圖書館を訪ふて資料の閲覽を請ひ、且つ同市滞留の間は又北宇和郡の諸村落及び吉田町に往來して見聞を求め、居ること數日にして東宇和郡に移れり、同郡にては、宇の町、野村及び多田村を歴訪して、聽取及び資料の採集を爲し、夫れより八幡濱町を經、西宇和郡に入り、川之石、伊方村地方に於て最後の學用を辦し、海路を取り歸東の途に就きたり。歸京後直に採集資料の整理に着手したるも、旅中謄寫を依頼したる資料にして未だ調はざるものあると、資料整理中若干不明の點あるを發見し、之が照會に時を費せし爲め進行歩々しからざりしが、六月初旬の頃、漸く其稿を了ふるを得たり。

主題たる闇持制度は寛文年度に始まり、寛保年度に廢止せられたるものにして、明治維新を距る百拾餘年前の事に係はるを以て、之が研究の方法としては主として諸舊家に保存せられたる記録類に據るの外に途なく、其の故老の舌を通じて知り得るものゝ如きは、甚だ渺く、且つ今日舊家に保存せらるゝ記録類も其の多くは徳川時代の末期に關するもの大部分を占め、其中葉期に行はれたる本制度に關する資料を保存するもの少きを見たるが、幸にして、東宇和郡多田村の舊家宮瀬吉次郎氏保有の根本資料を閱するを得て此の遺憾を薄ふするを得たり。斯くて稿了を告げたる此研究は自ら顧みて尙不充分なりとする點

尠らすと雖、一先づ之を印刷に附して、批評を請ふことゝせり。

顧へば、本制度の研究を試むるに至りしは、福田法學博士が奥田學士の手より余に移されたるに起るものなるが、其時既に奥田學士は全國に於ける地割制度の研究を果さんとの雄圖あり、偶々大原農業研究所の農學士有元英夫氏より宇和島藩に地割制度の行はれたる由を聞きしと同時に若干の資料を與へられたり、是即ち「不鳴條」の抜粹にして、有元氏先年松山に遊べる時、同地の菅菊太郎氏に紹介せられて西園寺源透氏を訪ひ、同氏より闡持の話を聞き「不鳴條」の一節を書き抜きてありしを、同窓の學友奥田學士に贈られたるなり、故に此の研究の端緒は先づ有元學士により開かれ、後之を奥田學士に贈り奥田學士は更に福田法學博士の手を経て、余に贈られたるなり、左れば此の研究の動機が若し前記諸氏の如き學問の達成に熱心なる人々の手を經るにあらざりしならば、余の如きも今日迄此の研究題目の存在をさへも知らずして過ぎたるなるへし。故に今其稿を了へ之を發表するに當りては特に其研究の由で來りし次第を述べて其の學恩を謝せざるべからず。殊に奥田學士には其歐洲留學の發程に臨み、萬事を盡して必ず此研究の完成を期すべしとの勵詞あり。余又其附托に背かざんことを期し、最善を盡して事に從ひしと雖、稿成り之を一讀するに及び、意に満たざるもの甚多くして慙然たらざらんとするも得ず今成稿一本を學旅の途上に在る奥田學士に贈るに際しては、感慨殊に深し。

斯の如く研究の由來に於て前記諸氏に學恩を負へる外、實地調査に際しては更に幾多の人々より尠らざ

る援助を受けたり、則ち帝國學士院長穗積陳重博士は余が同院より徳川時代の農民土地制度研究に關し
獎學金を受け居ると、又本制度の行はれたる舊宇和島藩が同博士の郷里なるとにより非常の好意を以
て伊達侯爵家、伊達圖書館及び同地の有志諸氏に懇なる紹介狀を發せられ、又東京帝國大學史料編纂官
文學博士山本信哉氏は吉田藩出身者なる故を以て、其郷里の諸家へ紹介の勞を採られ、且つ有益なる助言
を與へられ、又宇和島藩を郷里とせらるゝ法學博士瀧本誠一氏にも種々斡旋せられたり、此等諸先生の
誘掖により彼地に入りて土地の有力なる人々に接し且つ適切なる資料入手することを得たるなり、殊
に松山市に於ては今次新に西園寺氏、菅菊太郎氏及び伊豫史談會の會員諸氏より一方ならざる助力を受
け、宇和島にては、伊達侯爵家の二宮喜一氏、黒田春美氏及び伊達圖書館長兵頭賢一氏より多大の援助
を受け、東宇和郡に於ては野村の緒方陸朗氏、宇の町の藥師寺恭吉氏、本多眞喜雄氏、多田村の宮瀬吉
次郎氏、古谷賢洋氏及び品川佳成氏の盡力に負ふ處多し、斯の如く多數の人々より援助を受けたる中に
も、西園寺源透氏、兵頭賢一氏、黒田春美氏及び宮瀬吉次郎氏に對しては、特記して其の高恩を謝せざ
るべからず、西園寺氏は伊豫史の老大家にして伊豫史談會の牛耳を取り、私宅には無數の史料を山積
して朝夕伊豫史の研究に没頭し、依囑を受ければ、出て青年に伊豫史を講せらるゝ稀に見る篤學者なり
氏は今松山市に居を定めらるゝと雖、宇和島藩を郷里とせらるゝ關係上、頗る宇和史に精通せられ、大
小の史實を牢記して語ること掌を指すが如く、其の滯市中は申すに及ばず、歸京後に於ても史料の供給

と謄寫に於て煩雜を厭はず斡旋せられ、且つ不明の點に關しては屢々詳細なる説明を試みられたり、想ふに土地制度の如き複雜なる史實を研究するに際しては、其土地の老練なる先達の指導を受くるにあらざれば、所期の目的を達し得らるゝものにあらず、然るに、今西園寺氏の如き先進を師として研究を終始することを得たるは至大の幸福なりしを思ふと共に、其の至らざるなき氏の啓導に對しては感謝するの辭を知らざるなり。西園寺氏と共に余が師事したる今一人の先達は兵頭賢一氏なり、兵頭氏は宇和島の郷土史家にして、既に「宇和島吉田兩藩誌」及び「南伊豫遺香」等の著あり、前者は宇和島藩制に関する大小の史實を蒐集分類して説明し、後者は宇和島藩賢哲の傳記なり、此等の著述により余の研究上に享けたる利益渺からざるに加へ、氏は態々東宇和郡地方に同行せられ、資料の蒐集及び聽取に助力せられ、殊に時恰も嚴寒の候なりしに拘はらず、深夜迄古文書の謄寫を助けられたり。黒田氏は伊達家の資料閱覽に周旋せられたるのみならず、兵頭氏と共に東宇和郡に同行せられ、特に寫真機を携へて根本資料撮影の勞を探られ、尙ほ歸京後に於ても資料を謄寫せられ且つ質問に對して周密なる回答を寄せられたり。宮瀬吉次郎氏は多田村の長老にして、舊庄屋の末裔なり、氏の家には主題たる闡持制度に關する多數根本資料を保存せられ、曩に飯森君往訪の際に於て抄らざる好意を示されしが、余の往訪に際しては恰も令室の不快病臥中なりしにも拘らず、態々資料を村役場に運びて閲覽の便を圖られたり。此研究の根本資料の大部分は殆んど宮瀬氏の文書より得たるものにして、若し同氏の文書を閲することなか

りせば、余が研學の旅行は或は空しく水泡に終りたるやも知るべからざりしに、幸に、寛宏なる氏の文庫開放に依りて本制度の骨幹に觸るゝを得たり、茲に特記して其好厚を謝すると共に、此貴重なる記録が同家の家寶として永く後學に傳へられんことを望むや切なり。

尙資料蒐集に助力せられたる飯森君及び同氏の學業を助成せられたる實踐農業學校長小島喜作氏及び同校の後援者にして素封家たる衆議院議員佐々木長治氏に感謝の意を表せざるべからず、則ち飯森君が余の研究を助けらるゝ傍ら實地踏査の結果を錄して其卒業論文たらしむべく宇和島農政史を草せられんとするや、小島校長は同君の爲に種々の便宜を與へられ、又佐々木氏は特に研究費を支出して其學業を獎勵せられたり。斯くて同君の研學を後援せられたる兩氏の厚意は空しからず、飯森君起稿提出の「宇和島藩に於ける農政」と題する一論文は幸に農業大學擔當教授の鑑賞に叶ふて一等賞を授けらるゝの榮を擔ひ、同君大に之を喜び、余亦其喜を頗つて榮を得たるを幸とす。

斯く研究に着手してより、其稿を終ふる迄、幾十人の人々に恩顧を受けたるが、其成稿たるや論斷淺膚行文又晦澁なるを免れずと雖、今姑く之を其儘に學恩を忝ふしたる前記諸氏に贈りて批評を請はんとす。諸氏幸に余の微衷を憫まれ、補正の勞を吝まるゝなからば、啻に余一人に於て裨益を蒙むるのみにあらざるべし。

研究に使用したる参考資料の主要なるもの左の如し。

一般參考資料

伊達侯爵家保存

一、大成郡錄

二、式野載

同

一、鶴鳴餘韻

同

一、宇和島吉田兩藩誌

兵頭賢一氏著

一、南豫遺香

同

一、同追錄

同

一、宇藩經濟辯

若松常齡著

一、伊達祕錄

西園寺源透氏保存

一、宇和舊記

同

一、郡鑑

同

一、津島組代官手控

伊達圖書館

一、愛媛縣誌稿

愛媛縣廳編

一、伊豫史料の研究

景浦直孝氏著

一、土居清良記

松浦宗安著

一、伊豫史談

伊豫史談會發行

一、宇和吉田勸業制度

北宇和郡役所編

一、吉藩要用祕鑑

長山源雄氏保存

一、救荒瑣論

奥山操著

一、上宇和島世子封事

佐藤淵信上申

根本資料

一、不鳴條

西園寺源透氏保存

一、百姓無緣相續控帳

二名村 高山氏保存

一、日吉村誌

日吉村 井谷生命氏保存

一、天保十六戊子豫州宇和郡多田組之内

多田村字河内

一、河内村御檢地帳
正保四年七月豫州宇和郡岩野郷の内

宮瀬吉次郎氏保存

一、明暦舊三酉年下札帳

同 同

一、寛文三卯年より申年迄
の間御定免御物成下札帳六ヶ年

同 同

一、寛文十三丑年より午年迄六ヶ年
御定免下札帳

一、寛文十二年田方内査檢地野牒	同	
一、貞享二年田烟地組帳		
一、元祿六酉三年より亥年迄三ヶ年御定免下札帳	同	
一、元祿八年豫州字和郡の内河内村田烟内査高付帳	同	
一、正徳四年午より戌年迄三ヶ年御定免下札帳	同	
一、享保三歳田烟地組屬取帳		
一、享保九年より申年迄御定免烟方下札帳	同	
一、享保二十一年辰年より午年迄三ヶ年御定免下札帳	同	
一、寛保三年高持下札帳	同	
一、寛保三癸亥正月高持仕成御定書	同	
一、御訴訟申上之御事	同	
一、河内村田烟地割目錄	同	
一、元祿六年小役五品割付帳	同	
一、無役地訴訟事件書類	同	
一、合力夫遣方定	同	
溪筋村 林喜佐治氏		

一、寛文十三年田畠内折百姓元人並小役小物成元帳 同

其他略す。

此研究に於ては専ら寛文度より寛保に至る期間に行はれたる田地割換の慣行に就き闡明せんとするに在るを以て、寛文以前及び寛保以後の事實に關しては已むを得ざる場合の外之を省略に付せり。然れ共研究資料に至ては必ずしも其期間のもののみに依る能はざるが故に、往々にして其以前及び其以後の資料を使用したるものあり、殊に農民生活の實狀に關する記録の如きは時代に數十年の懸隔あるものにありても之により其の對象とする時代の世相を知ることを得らるべきにより移して之を援用したり。

第一序論

一、地勢と隣境

四國の西南端なる今之西宇和、東宇和、北宇和、南宇和地方を占め、東は石槌山系を隔てゝ土佐に境し北は大洲藩に接境し、西は豊後水道を隔てゝ九州に面し、南は直に大平洋の海波に洗はゝものを伊達氏拾萬石の所領とす。領内大小の山岳丘陵縦横に起伏し、其中或ものは海中に延伸して、岬角となり、或ものは水に没し現はれて列島を成し、斯くて海江深入、陸地突出、大小の島嶼其間に碁布して、運輸交通の便に資するもの多し、丘陵山間の谷地は即ち豊沃の農村にして、米穀其他の雜穀概ね此谷地に穰る斯く大小の山系縦横に走るが故に陸上の交通は概ね便ならざりしと雖、幸に西海岸の舟揖により南北相

通して陸上の不便を補ふを得たり。既に地勢東方に山を負ひ、西南に海灣を控ゆるが故に、其領域に於ける生産的分布は自ら山方、村方及浦方の三地帶となり、山方は林業と農業を營み、村方に於ては、穀物を主として栽培し、浦方は漁業に加ふるに、若干の農業を兼營して生計を維持したり。斯る地勢の間に在りても、今の東宇和郡宇の町を中心とする一帶の地は既に古くより開發克く行屆き農業の生産最盛なりき。曾て若松常齡其の「宇藩經濟辨」に於て「奥州様の御使者長沼外記と云ふ人、笠木峠より山田郷を眺望して、谷々隅々までも田地の開けたるは能くも御手の届くことなりと讚美せしとぞ」と記したことありしが、以て當時既に其の拓墾の到れる状況の一斑を察すべし。

伊達氏の居城は始祖秀宗の入部以來宇和島市に定められたるが、宇和島の地は元板島と稱せしを文祿三年藤堂高虎在封の折之を宇和島と改稱したるものなれば、宇和島の地稱の起りてより僅に三百二十有餘年を経たるに過ぎずと謂ふべし。

宇和島の分藩に吉田藩あり、明暦二年第一代の藩主秀宗が其封地三萬石を割き五男宗純を立てたるより起りたる小藩にして、其分封地は里方五十二ヶ村、浦方二十九浦に及べり、分封の地域たるや概ね城地吉田町以東に於ける諸郷村を取り纏めて分屬せしめたりと雖、秀宗が其末男に對する愛鐘の念より領内土地最豊沃にして、生産力に富める村落を割きて分與せるものも尠からざりしが故に、彼處に一村、此處に一村と懸け離れ犬牙錯綜する場合もありき。

斯くて、吉田藩は宇和島藩に對して獨立したるものなるも、云はゞ分藩の如き地位に在り、又其の領地の互に入り組みたる事實より、農政及び財政上の施設に兩者相通するものも亦渺からざりき（註一）

（註一）伊豫國宇和四箇郡町村名（傍線を附したるは舊吉田領）

西宇和郡千丈村 郷、川之内、柏、

同 神山村 五反田、矢ノ町、栗浦、八代、國木、

同 双岩村 中津川、若山、和泉、布喜川、笠倉、

同 三瓶村 津布理、朝立、安土、

同 三島村 下泊、藏貫村、藏貫浦、皆江、

同 二木生村 周木、二及、埴生、

同 真穴村 真綱代、穴井、大島、

川上村 川名津、上泊、

同 舌田村 舌間、合田、

同 矢野崎村 大平、高野地、向灘、

同 喜須木村 喜木、須川、

同 磯津村 磯崎、喜木津、廣早、

同 日土村

川之石町

同	伊方村	九町、二見、
同	町見村	
同	三机村	足成、三机、志津、撫成、大江、小島、
同	四ツ濱村	大久、田部、川之濱、神崎、
同	神松名村	名取、平磯、二名津、釜木、明神、松、
同	三崎村	與後、大佐田、正之浦、高浦、佐田、串、三崎、井ノ浦、
同	宮内村	
同	八幡濱町	
	東宇和郡多田村	東多田、河内、伊延、岡山、
同	中川村	田苗、眞土、坂戸、加茂、清澤、李所、
同	笠置村	岩木、郷内、小原、
同	山田村	西山田、東山田、
同	上宇和村	久枝、小野田、下松葉、野田、上松葉、永長、
同	字和町	卯ノ町、鬼窪、伊賀上、
同	下宇和村	皆田、下川、明間、稻生、
同	田之筋村	新城、田ノ中、常定寺、明石、
	溪筋村	白髮、松濱、四郎ヶ谷、長谷、

東宇和郡横林村

豫子林、坂石、

同 具吹村

栗ノ木、中通川、鎌田、西、

同 中筋村

高瀬、平野、富野川、藏良、

同 總川村

土居村

土居、古市、嘉喜尾、窪野、

遊子川村

遊子谷、野井川、

高川村

川津南、高ノ子、

魚成村

魚成、下相、男河内、田穂、

高山村

高山、田之濱、

野 村

野村、阿下、片川、釜之川、

俵津村

狩江村

狩濱、渡江、

玉津村

白浦、深浦、法華津、

北宇和郡奥南村

奥浦、南君、

同 旭 村

北川、芝、永之市、奈良、近永、中之川、

同 愛治村

大宿、生田、清水、西野々、畦屋、

同 三島村

廣見、下大野、小松、久保、延川、川上、

同	泉村	小西野々、上川、出目、小倉、岩谷、興野々、
同	明治村	松丸、豊岡、延野々、富岡、上家地、目黒、
同	高光村	高串、光満、
同	八幡村	下村、中間、大浦、柿原、藤江、
同	丸穂村	(現在ノ町名及字名) (和靈町)(伊吹町) 大超寺、奥、妙典寺前、新田、御殿町、
同	來村	本村、野川、祝森、保田、寄松、川内、宮下、
同	清瀧村	岩淵、増穂、山財、
同	御楨村	御内、楨川、
同	岩松町	高近村 高田、近家、
同	畑地村	上畑地、下畑地、
同	下灘村	
吉田町	東小路、北小路、魚棚町、西小路、本町、裡町	
立間尻村	立間尻、鶴間、淺川	
喜佐方村	沖、河内、	
成妙村	曾根、黒井地、大藤、成家、則、能壽寺、戸雁、是房、	

北宇和郡三間村 宮野下、土居中、元宗、増田、川ノ内、務田、追目、小譯川、增穂、

同 二名村 大内、古藤田、金銅、土居垣内、田川、中野中、兼近、波岡、黒川、音地、中村、

好藤村 成藤、吉波、東仲、西仲、澤松、國遠、内深田、清延、是延、

日吉村 又川、上大野、下大野、日向谷、下鍵山、

北灘村

吉野生村 吉野、蕨生、奥野川、

下波村

蔣淵村

日振島村

戸島村

同 同 同 同

三浦村

遊子村

九島村

同 同 同 同

龍華前、鋸町、一宮下、愛岩町、筭町、大工町、賀古町、鎌原通、中ノ町、櫻町、大榎通

宇和島市(元北宇和郡宇和島町) 堀端通、丸ノ内、富澤町、神田ヶ原、元結掛、樽屋町、裡町、本町、北町、袋町、堅新町、追手通、向新町、横新町、恵美須町、船大工町、須賀通、廣小路通、

其他最近發達セル町名

榮町、鶴島町、濱通、

南宇和郡内海村

内海、柏、

同

御莊村

長洲、長月、平城、菊川、和口、

同

城邊村

綠僧都村

綠、僧都、

同

一本松村

増田、正木、小山、廣見、中ノ川、滿倉、

同

東外海村

西外海村

喜多郡平野村

平地、野田、(黒田春美氏提示)

二、舊藩財政史概觀

藩の始祖、伊達秀宗は仙臺藩主伊達正宗の長庶子にして、兵馬倥偬の尙盛なりし天正十九年奥州柴田郡に生る、其幼より或は豊臣氏に人質となり、又は徳川家康に對する忠誠の證として、徳川家に預けられたることもありしが、慶長五年關ヶ原の大戦に際し、伊達氏が豊臣氏を離れて徳川勢に屬したる爲、徳川氏は伊達氏の勳功を賞するの意を以て慶長十九年十二月、宇和島拾萬石を割きて秀宗を封することとなりしなり。當時徳川氏が伊達氏を伊豫に封するに至りし事情を察するに、伊達氏は先きには豊臣氏と懇親ありしも、中途志を翻して徳川氏に與みし、關ヶ原の大役に際しては、大に徳川氏を援けて軍功を

樹てたる關係上、其武勳に對しても何等かの方法により伊達氏に報ひざるべからざりしと共に、一方仙臺伊達家の内情は如何と云ふに、秀宗は正宗の長子なるを以て、本來なれば本家の跡を襲くへき筈なれど、秀宗が幼時より豊臣氏と深き關係ありし事實に鑑み、秀宗を嗣子となすには、徳川氏に對して聊か憚あり、去れど、正宗の秀宗に對する愛着は又常尋一様にあらす、如何にかして、此愛子の將來に幸福あらしめんと苦慮し居たる時しも、徳川氏より宇和島冊封の恩命ありしものなれば、秀宗の宗和島就封は仙臺伊達家の喜なりしと共に、又徳川氏の勧めて行はしめし處なりとす。世說によれば、徳川氏は當時尙仙臺藩に異心あるへきを恐れ、其愛子を西國に封して、仙臺藩を牽制し以て伊達氏をして事を構ふるの餘裕ながらしめん爲の遠謀より、宇和島賜封の舉に出てたるなりとの事なるが、思ふに當時徳川氏は百方手段を盡して、幕府の基礎を鞏固ならしめんことに專念したる折なりければ、或は左る權謀を弄したこともありしならん乎、

之より先き、宇和島藩には屢々領主の異動あり、即ち文祿三年には藤堂高虎北豫地方に於ける諸城に併せて此地を領し、治績大に舉りしも、慶長十三年に至り、徳川氏より伊勢に轉封せられ、翌十四年に至り富田知勝を此地に封せしが、知勝入部以來苛政を以て藩民に臨みしのみならず、慶長十八年石見津和野城主坂崎直盛と抗争し、幕府之を裁して知勝を非とし、改易して、其封地を剝奪し、城地は一時之を先の藤堂家に預けしも、間もなく伊達秀宗を入部せしめたるものなれば、慶長八年徳川家康の將軍宣下

ありし以來、宇和島の城地に於ては三たび其主を更へたるものと云ふべきなり、斯の如く徳川幕府が其意の儘に各藩の領主を改易するを得しは幕府の中央集権政策漸く其功を成し、各藩の城主は最早往年の如く其土地の領主にあらずして、一種の地方行政官の如きものと成り了りたるを見る、斯く各藩と徳川幕府との政治的關係及び各藩主が其領地に對する關係の變革したる事實は土地制度の根本思想たる農民土地所有權の存否を考察する上に於て頗る重要な事柄なりとす。

儲て秀宗の入部後は其心を民政の作興に傾け自ら領内村浦を巡視して民情を察する等の事を行ひしも、當時藩内人民の困憊に瀕せるもの多くして、容易に救匡し難き状態に在りき。蓋し富田氏在城の時既に九公一民の誅求を以て貢租を徵收したる秘政の後に加ふるに、天候農作に利あらずして、凶年相亞き、以て藩の財政は頗る不振の状態に在りしが、更に藩の財政上に一個の難關は起り來れり、其は他にあらず、慶長十九年秀宗宇和島に入部せんとするや、父政宗は家臣五十七騎を割きて扈從せしめ、此外侍臣船頭及び雜役數十人を隨從せしむると同時に、此等の人々の要する什器等をも運搬せしめければ、其旅費のみにても、六萬兩の巨額に達したり、此等の費用は凡へて仙臺藩より立替支出し置かれたるものなるが、宇和島入部後に於て此借用金を如何にして仙臺藩に返済すべきやは、時の重臣の間に於て大に熱心に討究せられたる處なりき。此の問題に關する藩論は期せずして三派に分れたり、其第一派は右立替金は父政宗が其愛子の遠國の封に就くを祝する爲めに調達して贈りたる錢別なれば、其儘頂戴あり

て然るべしと言ひ、第二派は設令親子の間柄たりとも、莫大の金額を其儘頂戴するは如何にも心苦しければ、一時に返済出來すとも年賦にて償却あるべしと主張せり、然るに第三派は設令返却するにしても之を永年賦となせば勢ひ村浦の人民に對し過重の賦課を申附けざるべからず、斯るは當時の民情に顧みて探るべき策にあらざるが故に、全藩收納高の中より三萬石を割きて仙臺政宗公へ献上すべしと論じたり、此第三論の主張者の代表的人物を家老山家清兵衛となす、然るに此の第三派の主張に對しては反対の意向を示すもの尠からず、家老櫻田玄蕃の如き其の先頭に立ちしが、結局山家の主張勝を制し、藩主は遂に群議を排して、第三派の主張を用ふることゝし、宇和島城下の町外れに仙臺御役所を立て、元和四年より政宗の存命中毎年收納高の中より三萬石を割きて仙臺藩に贈献することゝなれり。

去らでだに、藩庫の收入豊ならざりし時に當り、藩主の入部後僅か五年にして、仙臺藩に贈米することゝなりしより、家臣の給祿も自ら減額せらるゝ結果となり、爲めに贈米の主張者たりし山家一味を怨嗟するの聲漸く此頃より聞え始めたり。之に加ふるに、家老山家は剛骨直諫の高士にして、苟も事非なりと信すれば、面を犯して藩主に進言することをも敢てする人なりければ、近從の者共も、其間に乘じて盛に中傷を試みたる結果、秀宗の山家に對する信賴漸く薄らぎ、遂に元和六年六月廿九日、山家清兵衛に切腹を命じ、次で其次男治部、三男丹治、四男美濃に對しても切腹を申附け、同時に親戚鹽谷内匠父子も亦連座して、失命の難に逢へり。

案するに、元和四年、仙臺老公に對する贈米の議決してより、家老山家と櫻田との疎隔漸く甚しく櫻田黨は瀕りに讒言を構へて山家を中傷せしより、當時齡尙ほ三拾壹歳に過ぎざりし秀宗は淺果にも節士山家及び其一族に自決を申付けて、族黨斷絶の非舉に及びたるなり。地方史家は伊達秀宗を以て天資英邁の藩主と推賞せりと雖、此の一事を以てしても、左まで秀でたる人物にあらざるを知るべし、殊に彼が幼時未だ漸く數歳の頃、豊臣秀吉に人質たりし時、遊友秀賴と相撲を取りて勝ち秀賴を拗ち伏せて足下に之を踏み付けんとせし際、賢くも懷紙を出して、足裏に之を敷き、其足の直接秀賴に觸るゝを恐れたりとの逸話にして、果して眞なりとせば、其資性は寧ろ小才の利きたる人なりしなるべし、隨て後年僕臣の讒構に耳を籍して義臣山家一族を滅亡せしめて、笑を後世に貽すに到りしも、亦自ら招ける過失と云ふべし。然れども山家の孤忠は世に認められ、秀宗又後年に至り前非を覺りて之を悔ひ、遂に城北森安に和靈神社を建てゝ山家の靈を祀り、後ち文祿十六年に至り鎌江に遷座して今日に至る、讀者若し宇和島に遊ぶの日あらば老松枝を垂るゝ城北丘上の林間に殿堂の隱顯する和靈神社に賽して節士山家が三百年の昔、克く孤忠を守り、三人の愛兒と共に、自刎に伏したる當時を懷ふべし。

秀宗に七男四女ありしも、長男宗實は三十三歳を以て、次男宗時は三十九歳を以て、十男宗則は三十二歳を以て沒し、四男宗臣は家臣桑村の嗣子となり、八男宗職は分家して刑部と稱しければ、男子にして

殘るは三男の宗利と五男の宗純あるのみ、此中、宗利は伊達本家の嗣子となり、五男宗純は分封を受け
て、吉田の城主となれり。

秀宗は萬治元年六月八日、六十八歳を以て江戸に逝きしが、之れより先き、明暦二年七月病氣の故を以
て封を其嫡子宗利に譲り、同年八月の末に宗純を吉田三萬石に封したるなり。而して、秀宗が其死前に
於て末子宗純を分封したる理由たるや其老境に入るに従ひ末男宗純に對する愛着漸く濃く、遂に領地三
萬石を割くに至りしものなるべしも、其の割與したる地方は何れも藩内膏腴の地にして、其の唱高は三
萬石なりしと雖、實際宇和島藩の蒙りし財政上の減損は迥かに大なるものありければ、藩の財政收入は
此時より再び窮乏を告げざるを得ざるに至れり。

顧へは秀宗は先きには元和四年に父政宗に對する負債の對償として藩庫より三萬石を贈献して財政困難
に陥り、之が爲に家臣の間に確執を釀し名臣山家を滅ぼすに至りしが、其れより三十八年の後には、末
子宗純を鍾愛せし爲、領土の分封を行ひて再び財政に窮乏を告ぐるの因をなす、而かも先きの三萬石は
父政宗に對する義理の爲に、後の三萬石は實子宗純の愛に惹かれて割與したるなり、而して、先きな
る仙臺老公に對する献石は單に老公存命中其義を立つるの約なりしより、政宗の死すると共に、其義務
も亦消滅したるものなれども、後なる三萬石の割地は宗純の爲めに新に一藩を立てたるものにして、之
が爲め藩の財政は勢ひ困乏に陥らざるを得ざりき。思ふに小藩の分封が其財政上に及ぼす影響は個人の

家計經理の場合に比較せられ得べし。即ち活計豊かならざる個人の家に分家を行はんか、其之を行ひたる老父母肉親の愛念は満足せられ得べきも、分家せられたる末男子が爲めに幾干の幸福を受くるべきや疑はしきと共に、家産を分割せられたる本家の家計が爲めに大に不如意となるべきは世間一般の通法なり、然るに、今宇和島藩に於ては其財政状態は當時既に順調ならざりしにも拘はらず、老頬したる秀宗が末子宗純を愛し之が爲に分家を行ひ以て一藩財政計理の上に面白からざる結果を生むに至れるは寔に其數ならんのみ。然かも分封は徳川幕府により寧ろ喜ばれたることにして各藩財力の衰耗により幕府の統率自ら容易となるを以て、小藩分封の歓迎せられたるや察すべし。

宇和島十萬二千石の内三萬七百石——二十九ヶ浦、五十二ヶ村——を割きて吉田藩を獨立せしめたる結果、本藩の家格は俄に落ちて、七萬石となれり、加ふるに宗純に附けて贈りたる人物及び財物尠からず、則ち家臣百有餘人、具足百五十領、弓八十張、矢三千五百、鐵砲三百、胴亂三百、銃丸三萬、鎗二百五十本、番刀二百五十腰、本船七隻、荷船十二隻、金千五百兩、銀百五十貫を算せしとの事なれば、此の分封の實施に伴ふて本藩の出損せし財用も亦尠少ならざりしを知るべし。

藩主一家の内事に關はりて斯の如き財政上の窮乏を來す事情ありし一方に於て、天災屢々宇和島地方を襲ふて農作の減耗を來さしむるものある上に、此頃山内藩とは海上に於ては沖島、陸上に於ては土佐境なる篠山に於て激烈なる境界の論争あり、論争の接衝には、土佐藩の能相野中兼山を相手取りて談判せ

しことゝて藩吏の苦心も亦一方ならざりしが、遂に幕府の裁決より萬治二年に於て之が解決を見たり。萬治二年は二代藩主宗利の世にして、此年從來藩士に知行として土地を割り附け、其上り米を以て俸祿となしありしを止めて切米給に改めたるが、其の改法の理由は當時災害頻りに至りて、農作の豊凶常ならず、隨て藩士中、收米の減少により困窮に陥るもの渺からざりしが故に、此年以後切米給の制度に改め、其生活に常調を保たしめんが爲なりしと云ふ。

當時の瀕々たる暴風、洪水の中に在りて、特に記憶すべきは、寛文六年度に於ける暴風雨の來襲なり、之が爲め領内到る處民家潰廢し、田畠の荒涼に歸せるもの渺からざりき。今本論の主題とする闘持制度の如きも、實に此の寛文年度の洪水後に行はれたる内斎檢地の一業目として實施せられたるものなりとす。

僭て明暦二年宗純を吉田に分封して以來、藩の草高は七萬石に減じ財政漸く窮乏に瀕したるのみならず此の高減の爲め、藩主が江戸登城の際に於ける家格は大廣間格より柳の間格に下り、今や財政上の困難に加ふるに家格の低下を以てするに至りしを以て、今更ながら吉田分封が宇和島藩に取りて至大の打撃たりしことを思ふものは單に藩主一人のみに止らず、外にありては、參觀交替に隨從する一般臣僚、内に在りては收入の減少より来る藩庫の經營難にてありき、而して此關難を切り抜けて家格を元に復するには、新に懇田を擴張し檢地を行ひ隠田を測り出して、增收を圖るの外に途無きを知ると雖、其事の

甚だ困難なるを見て何人も手を染めんとするもの無かりしが、當時藩廳に八十島治右衛門なる能吏あり私かに謂へらく新に懇田を作り、逋稅の地を檢して、全藩の石高を打出し以て財政上の窮乏を救ふは此時に在りと、則ち自ら起つて此の難局に當らんことを誓ふ、仍て藩廳は治右衛門をして檢地頭取たらしめ、助くるに若干の下役を以てしたり。是れ實に寛文十年十一月のことなり、治右衛門の檢地作業は二綱領より成る、一は從來六尺五寸等なりしものを六尺に直し、其差により増歩を打出さんとせしこと、二は從來百姓戸毎の持地なりしを各村毎に集束して一村共有地の如き制度の下に村内田畠の有高を上中下に組合せたる上、抽籤の方法により其耕作地を各自の持高に應じて配當したることに在り、檢地頭取八十島治右衛門は此方法により一方には藩の草高を打出すと共に、先年の洪水により荒廢したる百姓耕地の肥瘠を均分して納稅の負擔力を平等ならしめんとせしなり、即ち藩の財政當局者は全藩の石高を打出して前の十萬石に復すると共に、天災により疲弊し生産力の異なる土地を適當に組合せ、闊取を以て現耕地を定め、以て人民の苦痛を緩和せんことを圖りしなり。然るに此の農政改革たるや檢地尺度の六尺五寸を六尺に改めんとする變革をも包含せしが故に、人民の悅服すべき筈もなく、殊に或庄屋の如きは頑として命に應せざりしが、八十島治右衛門は庶民の分際にして上命に楯を突くとは不埒千萬、藩廳の威風を示すは此時にありと件の庄屋を斬つて斷乎たる決意を示さんとし、件の庄屋を定められたる刑場に率くや藩廳に對する村方よりの助命運動頻りに至り、爲めに之が決行を一時見合はすべしとのことを

傳達せしも、果敢なる彼が抜きたる刀は再び元の鞘に納まるべくもなく「相談は斬ての後にせん」とて即座に下僚をして、件の庄屋の首を斬らしむ。茲に至りて衆人八十島の威容に戦慄し、檢地の事業も難なく之を行ふに到れりと云ふ、此の八十島の決斷を世俗に稱して「八十島斬ての相談」と呼び、今も尙ほ人口に膾炙し、又斬られたる庄屋は後年其村の地藏尊として、村人に祀られ居れりとのことなり。之により見ても闘持制度を含む寛文年度の檢地施行が如何に困難にして、實施上に勇斷を要せしかを察するを得ん。

八十島の刀下に仆れたる庄屋は其名を三好四郎右衛門と云ふ、今の北宇和郡くのむら來村大字川内の庄屋なりしが、當時四郎右衛門と共に斬られたる人々外六名なりき、此凶事ありてより後、村民大に此の犠牲者的心事を思慕し供養の爲め七基の石碑を建て、其靈を慰め尙ほ別に石材もて地藏尊を刻み名けて「世なほり様」と唱へたりしが、月日を経る間に堂守の居所も移り、一時は同村大字寄松に移され、後更に三間村地方に轉し、遂には所在不明とまでなりしが、寛永四年舊位置に地藏尊堂を再建して今日に及び、今尙毎年三月十五日には部落の人々集り特に此「世なほり様」の爲めに祭禮を執り行ふと云ふ(口繪參照)。

農政改革は行はれたりと雖、之が爲め直に七萬石の石高を十萬石に引き直し得たるにあらず、闘持制度の實施年度たる寛文十三年を距る二十三年の後たる元祿九年に到り幕府の裁許を経て始めて高直り行は

れて元の十萬石に復するを得たるなり。顧へは秀宗か其子宗純に吉田三萬石を分封せしは明暦二年なりしが、其後幾多の曲折を経て元祿九年再び元の十萬石の祿高に復歸したるものにして、此間年を閱する四十年、始祖秀宗により減じたる石高は孫宗贊に至りて舊に回復し、其の田數約五千四百町、畠七千六百八十町を算したりと云ふ。

貢祖として、收納するものゝ内、米に亞いては大豆及び胡麻の類なりしが、此他尙雜工業としては、製蠟事業も行はれ、又寒天製造、人參培養、製茶製糸及陶器業も若干行はれたるを以て、此等の當業者にも夫々運上、役銀等の名稱の下に雜稅を賦課したり。而して農民よりは其本物成の外に更に四色小物成及び九色小役と稱し雜品を徵收したり、四色小物成とは眞綿麻苧、漆及び漆實を云ひ、九色小役とは薪鍛治炭、草藁、糠、起炭、蕨繩、疊蔥、勝藁及び千石夫を云ふ、是れ皆な生産に從事する農民等より其治者階級たる藩士に納むる現物にして、藩士等は本物成たる米穀類の收納に加ふるに此等の雜品を百姓より收めて其日常生活を支持したるなり。

田地割換制度行はれたりと雖、之が爲めに農民の經濟状態が改善せられたりと認むべきものなく、隨て藩庫の收入も豫期の如き成績を挙げ得ざりしものゝ如く其後七十年を経たる寛保四年迄の間に、折角打立てられたる此の闇持制度は全廢せらるゝに到りたり、之を高持制度の復古と云ふ、蓋し、元來百姓各個に土地を保有せしを中途より共有制に改め、年期毎に闇取を以て耕地を定むるの制度に改めしを再び元の

高持制に復したるが故に、此名あるなり。

三、郷 村 制 度

藩の地方行政機關としては、宇和島城下の廳内に郡奉行あり、古くは浦奉行及里奉行に分ちしが、後之を統一して郡奉行と稱せり、郡奉行の下に山方ありて林政を司り、浦方ありて漁村の政治に任し、井川方ありて治水に任す、藩内郷村の政治一に此の奉行の管掌する所たり、郡奉行は常に藩廳に在勤して政務を見るが故に、地方實際の政治には代官を派して事に當らしめたり、代官は之を藩内各地の組毎に置く、組とは藩治上特に定めたる行政區劃にして、闘持制度の行はれたる寛文より寛保に至る間には、御莊組、津島組、城下組、川原淵組、山奥組、野村組、山田組、多田組、矢野組及保内組の十組あり、組とは云ふもの、其區域は可なりに廣く、何れも十數ヶ付を包含するを以て他藩の郷と稱するものに相似たり、此等の組には代官を置きて組内の行政事務を分擔せしむ、俗に之を十組代官と呼べり、代官の下には下代及び同心ありて政務を助く、今此十組代官の置かれたる村名を示せば左の如し。

御莊組代官所(今の南宇和郡綠僧都村大字綠)

津島組代官所(今の北宇和郡岩松村)

御城下組代官所(今の宇和島市丸穂町)

川原淵組代官所(今の北宇和郡旭村大字近永)

山奥組代官所(今の東宇和郡魚成村)

野村組代官所(今の東宇和郡野村)

山田組代官所(今の東宇和郡山田村)

多田組代官所(今の東宇和郡多田村大字東多田)

矢野組代官所(今の西宇和郡神山村大字五反田)

保内組代官所(今の西宇和郡三瓶村)

代官に直接する地方吏員は村々の庄屋なり、庄屋の役宅を庄屋所と云ふ、庄屋は村毎に之を置くあり、又一庄屋にして、數村を兼ねるあり、又庄屋の外に横目を置きて其曲直を監視せしむること藩廳内に目付役のあるが如し、此他各村毎に組頭なるものありて百姓を代表す、斯の如く郷村政治の組織としては代官の下に庄屋あり、庄屋に配するに横目及び組頭を以てしたるなり、此等地方役人中代官は切米給を受けたるが故に、地元の百姓とは其俸祿の受納上直接の關係無かりしと雖、庄屋は其報酬として尠らざる土地の配給を受けたり。此庄屋と土地との關係に就ては後章に於て詳説すべきが故に、茲に之を省略すべきも、組頭及び横目の報酬に就き述べんに、組頭及び横目は村内に役職を勤むる顔役なりとは云へ元と一個の百姓なれば、其取扱概ね普通の百姓と異なるなく、唯其配當地中若干を無税地として公租を免せらるゝに過ぎざりしなり、以上を以て之を見れば宇和島藩の郷村制度たるや全藩を十個の組に分ち、

其政治機關としては組毎に代官あり、此の組代官は何れも各十數ヶ村を管轄し、村々には庄屋あり、庄屋の外に横目及び組頭ありて村落の政治を助けたるものなりとす。

四、百姓社會の生活一斑

藩内村々の百姓は如何なる生活を營みつゝありしや、當時の百姓經濟は主として其耕作する農地の生産力によりて維持せられたるものなるが、然らば彼等は當時之により何程の收穫を挙げ、又其收支狀態は如何と云ふに、「不鳴條」の載する處によれば、水田一反歩より。

總 收 穫
 糲 三 石

此内引くもの
 種 糲 一 斗

人足七升五合二一反に人足三十人
 二人に付糲二合五勺

肥 肥
農具代 四斗二升五合

計 六 斗

残り糲二石四斗

之を五分摺として米一石二斗

此一石二斗の内五分を年貢とし、五分を作徳とす、故に百姓の取前は六斗となる。

との事なれば、當時の百姓は多くとも一反當り僅か六斗の取米を以て生活を支持せざるべからざりしなり、併も彼等が其上命により徵收せらるゝものは、田畠に掛る本物成の外に四色小物類及び九色小物成あり、此他庄屋の役地を村の百姓互に交代して出勤し無報酬もて耕作するさへあるに、別に又小前百姓より米を徵收して、庄屋の私用に使ひたれば、其の負擔は可なりに重かりしものゝ如し(註二)

(註二) 百姓いや出しの事

先年は高百石に付壹石づゝ庄屋給にて百姓より出申候處其後御借と成被差上其分御免相に籠る、然は内拝の時より給田として百石に壹反づゝ又本百姓壹人より米三升づゝ庄屋へ取申様被仰付候是は百姓いや出しに罷成候に付先年之通に被成下候様にと申上候事

(不鳴條)

即ち村々の百姓は庄屋に對し無報酬勞働に服する外庄屋に對して米三升づゝ納入せしめられしが、是れ正租の外の負擔なれば百姓之を好まず、さればとて、命せらるゝ儘にいや／＼ながら納めたる故、百姓いや出しの稱呼起りたるものなりと云ふ。

百姓が斯る質素なる境遇に置かれたるにも拘らず、藩廳は殆んど毎年の如く其の領内の人民に儉約令を發して其の消費經濟を緊縮せしめんことを期せり、蓋し當時天候農作に利あらずして、藩庫の收入意の如くならざるに反し、歲出は年々増加する許りなりしを以て、之を挽回するには一に百姓の消費經濟を緊縮するの外あらざりしなり、故に些細なる百姓の生活向上も藩廳の目には、奢侈として映したるが故

に儉約令に亞ぐに儉約令を以てしたるならん、左れば松根氏「覺書」中に百姓風俗と題して「百姓一統實義を不知、上御恩澤を知らず、身を責むものは庄屋役人、次に上を下と心得、欺き偽を常になし、御作法不被取行故、他所者の如し、別て矢野、保内の人は町人職人の様、昔咄には、律義者と云へば、山奥百姓家と云へば、堀立柱、ころほしねた、むしろ屏風、むしろ敷と云へるに、今は床雨戸、唐紙、備後表の疊を敷くものもあり、衣食の奢は饗應には料理人を雇ひ、衣服は絹布、上に帶結ぶあり。夫れ故御城下へ出るには別に御城下衣裝と云ふ粗服所持すると云へり」と記したるを見るが、此の如きは城下の藩士が百姓生活に對して與へたる觀察にして、農民實際の生活は決して然かく華美なるものにはあらざりき、華美ならんとするも法度により之を制禁したる故に事實に於て百姓は其の生活を抑壓せらたり「御庄屋年中行事」にも「當村百姓喜市と申す者の妻、去る二十七日、於御城下、御制禁の御品日傘を所持仕居、御咎被仰付、右日傘庄屋所へ差出す、此旨可申出旨被仰付候段昨夕申出候。

右者内藤正藏殿御母人の品に御座候處、前頃御内様龜太郎と申者宅へ被預置候由、然るに、龜太郎より内藤御母人へ返し吳度旨、右喜市妻へ被頼遣候處、餘り炎天に付無何心、相用候由に御座候へども、御咎被仰付候節、女の儀故唯々相恐候而已其段不申上段申出候、右段何方の品に御座候とも、御制の御品に御座候得者相用候儀心得差に御座候に付奉恐入罷在候、依て私共差扣罷在候間此段御代官様へ可然様御達可被下候以上」と云ふ一條あり、是れ領内山代村の善左衛門、作左衛門、甚右衛門及吉良峰郎四人の連名

を以て村の庄屋へ差出したる日率の使用に對する始末書なり、盛夏六月の頃、他人に返却を托されたる日率を途中使用したりとて役人の咎を受け、之を釋明する爲め四人連署もて庄屋に始末書を差出すを要せし程當時農民の消費經濟は壓縮せられたるなり、斯る政治方針の下に於て百姓等が贅澤三昧の生活を營まんとするも到底爲し得べき道理なし、是を以て見ても、社會經濟上消費者の地位にある藩士の眼に映じたる百姓の生活觀と百姓其れ自體の生活實態とは其間大に異なるものあるを想ふべし。蓋し、生産物の收納者に取りては、なる可く納附者に儉約を強ひて擔稅能力の増進を勧むるを良策とせられたればなり。斯る壓縮せられたる生活に加ふるに、彼等は更に封建制度の最下級者として、窮屈至極なる境遇に置かれざるべからざりき、則ち村々に於ける社會生活の主長は庄屋なり、庄屋は常に一村の政治に關して其責任を負ひ、中にも、村内の治安を保ち、貢租を完納することは、最重要の任務とせられ、中には農民の利害を顧みずして、上納を完ふせんとするものもあり、爲めに百姓の怨嗟を買ものも尠からざりしが、而かも村浦の百姓は庄屋を畏敬すること甚しく、庄屋は又百姓に對して權勢を振り翳せし爲め、平素百姓は下駄を穿ちたる儘庄屋の土間にに入ること能はず、又田野に肥桶を擔へる時と雖、途に庄屋に逢へば之を卸して土下座したりとの事なり、然かも斯く、自村に於ては無冠の帝王にも等しき庄屋も上司に對しては一切頭が上らず、故老の語る處によれば、當時村浦の庄屋にして、正年頭の祝詞を言上する爲城下に推參するや、玄關に上る間もなく板の間に頭を下げ座りたまゝ横しさりに進みて、其輿へら

れたる座席に辿り着き、低頭平身す、後ら奥の間より當の上司出て來り、唯一言「御苦勞」とのみ聲を掛けて直に奥に退く、此の聲を聞くや庄屋は頭を下げつゝ再び座したる儘横しさりに退きて玄關より這ひ出て歸路につきしが、此低頭座行の禮儀者も我村に歸れば、鳥なき里の蝙蝠にも等しき横柄なる態度もて村人に接せしとの事なれば、上司に對する屈從の鬱憤は一方村民に對して晴らされたるなり。

以上研究主題たる闘持制度の實態を述ぶるに先ち、宇和島藩制の概要及び其が社會經濟狀態の一斑の説明を試みたれば、之より直に本制度の研究に入らん。

第二一　本　論説

一、闘持制度の梗概

闘持が一藩の制度として、始めて實施せられたるは寛文十三年なりと雖、之が準備の爲、既に寛文九年より内折檢地を行ひ居たりしなり、内折檢地とは一藩限り内々に檢地を行ふの儀にして、幕府の命を待たずして行ふ故、此稱ありしと云ふ、而して藩廳が此頃に於て檢地を行ひたりしは既に序論に於て述べたりしが如く、寛政六年未會有の暴風雨襲來して領内の農作物に被害を與へ、且つ農地を荒廢せしめたるもの渺からずして、藩庫の收入著しく減少したるさへあるに、曩に始祖秀宗が其子宗純に吉田三萬石を分封してより本藩の領地は七萬石に下り、爲めに外に對しては家格低下し内に在りては、財政上の困

難に陥りしより、先づ藩庫第一の財源たる農業生産力を擴張して百姓の負擔力を均等に増加せざるべからずとして、藩廳は寛文六年度の大洪水後間もなく議を重ね、領内一般に内査檢地を行ふこととしたり、則ち九年度より十三年に至る満三年間は闕持制度實施の準備として各村の戸數及人口を校合し、且つ田畠肥瘠の調査を行ひ、此等の調査終了を告げたる後、各村毎に百姓の持地を集積し、抽籤により其村の戸數に割り付けたるもの則ち闕持制度なり、而かも土地は必ずしも各戸悉く平等の面積に之を割り附けたるにはあらずして、從前の持分を標準とし尙ほ家族の員數其他をも若干考慮して割當面積を定めたり、而して土地の配當を受けたる面積の多寡により百姓社會に階級を設けて、本百姓、半百姓、四半百姓に分ち、又土地の配與に預らざる者をば無縁者の稱呼を以て記載したり。斯く本百姓にして、往々二人前又は一人半前分の配當を受けたるものあると共に、他方には、之より遙に下りて半百姓、四半百姓又は無縁者等のありしより見れば、此の闕持制度が原則として所謂土地平等分配を行ひたるにあらずして、單に土地の肥瘠を均等ならしむる爲に之を行ひながら、多少各戸の事情に顧慮を拂ひたるものなるを知るべし。闕持實施の後は土地は宛も村の共有地の如き形となれると共に、村役人たる庄屋は其役目に對する報酬として、普通の百姓よりも數層倍に當る闕地の配當を受け、之を耕作する爲には、百姓を無報酬に徵して就勞せしむるの權能を與へられたり。又庄屋以外の村役人たる組頭、横目も役地として少許の土地を餘分に配當せられ自ら之を耕すか又は下人をして耕作せしめたり。

寛文年度に創始せられたる此鬪持制度は爾來約七十年の間繼續施行せられたるに止り、其の後寛保年度に至り遂に此の耕地定期割換の制度は一藩の農業經濟上及財政上得策ならずとして廢止せらるゝに到りたり。而して、鬪持に對する此の土地保有の形態を高持と云ふ。高持とは一定の土地を永久に保有するの謂にして、從來高持なりしを寛文年度に鬪持に改め、後ち寛保年度に至り再び高持に復したるなり。

鬪持制度が吉田藩にも行はれたりしや否やに就ては始終注意を怠らざる處なりしも、當時之が確證を示すの材料を握ること能はざりき、然るに歸京後舊字和島藩領と吉田藩領とが相交錯せる地方の村長に就き照會せる其の回答文及び黒田春美氏が特に調査して送られたる其報告によれば、吉田藩に於ても後年宇和島藩に倣ふて之を實施したものゝ如し。其證左としては吉田藩は其の分立後に於ても施政上重要な事柄に就ては常に宇和島藩の指圖を受けたることあると、又明治維新後舊藩時代の鬪持制度を主なる原因として生じたる夫の庄屋役地の所有權否認訴訟事件が單に舊字和島領のみに止らず、吉田藩領の村落に於ても等しく惹き起されたる事實を擧ぐへし。故に宇和島藩の施設として行はれたる此の鬪持制度は其分藩吉田領にも後年に到り行はれたるものとして差支なしと信す。

二、鬪持の意義及其原則

鬪持とは各村土着の百姓即ち地下人の持地を其村に集め、上、中、下の品等を設け、之を十數筆又は數十筆毎に組合せて一鬪分とし、鬪引を以て各戸の現耕地を定め、爾後數年又は十數年間は各戸此の當籤

地を耕作し、年限満つれば更に村中の土地を集めて組み直し再び抽籤して「主附」を定むるを謂ふ。各戸の耕作面積は實際としては概ね一本闘よりなるも從前の持分に應じ或は之より多く土地の配當を受くるものもあり、又少く受くるもあり、即ち一本半又は一本闘を有するあり、又僅かに半闘又は四半闘のみ有するものある是なり。而して一本闘の面積は常に一定し居るが故に、何人の有する闘地も其面積は略同一なり。例へば善作なる百姓の有する一本闘の面積が田九反歩、畠五反ならば、同一村の喜兵衛の有する一本闘の面積も亦田九反、畠五反なりと云ふが如し。

藩内一般の農地は寛文十三年を以て高持より闘持に變りたりと雖、當時村々の百姓の有せし土地を悉く藩に取り上げ之を各戸平均に配當したものにはあらずして、庄屋其他の村役人を始め村々の百姓が當時既に所持したる各戸の土地面積を標準とし、尙ほ家族の事情等をも多少參照して或は本百姓、或は半百姓或は四半百姓等に分ちたるなり、此本百姓中には、又一本半闘又は二本闘の百姓もあり、更に四半闘にも及ばざる百姓は別に無縁者として取扱はれたり。斯くして各戸の百姓が村の土地に對する持分たる抽籤面積の資格を決定して、何某は一本闘、何某は半闘、何某は四半闘百姓と定むれば、此等の資格者は所定の抽籤期日に庄屋の家に至りて籤を抽く、此抽籤の結果として、一本闘百姓の何某は被處に一反歩、此處に五畝歩、又半闘百姓の何某は被處に六畝歩、此處に四畝歩と其當籤の年より向ふ幾年かの間に耕作すべき土地が決定さるゝ譯なり、然れ共此の闘地は唯一定の割換年期間に保有することを許

されたる土地にして、其が本來の性質上決して、自己の所有地にあらず、云はゞ一村の共有地を或る期間の間耕作するの権利を有すと云ふに外ならず、斯く村中の百姓をして其耕地を數年又は十數年毎に割換しめ、一ヶ所を永く保有せしめざることが闘持法なる土地制度の眼目にして、此制度の繼續により其肥癪を異にせる土地を交互に耕作せしめて各戸の収益を平分し、以て租稅の負擔力を均等ならしめんとする處に此制度創始の精神存するなり。(註三)

(註三) 闘持と成り候時の引附寫

一、京樹高千石に付田地一反宛其庄屋に被下也、其意趣は今度御浦里地ならん諸庄屋出合等入村中の田畠高下なくならし庄屋作目高に應百姓幾人前と相定候故前々より作來田畠の内或村中へ出し、或下人を百姓に仕成役義相勤候付此の如に候條村の地ならし相濟地下人闘取致作付の歲より右田地の年貢米引方御代官御算用に相立候様に被申渡へし、尤右の通故地下百姓の役義等輕く成り申す筈なく且又年來庄屋手前へ百姓手前より横成米出し來分自今以後可爲無用候、依之今度百姓共より庄屋へ出す合力米の義郡方より定を以て可被申付也其外庄屋年中地下の男女雇遣申夫數の定前々より雖可有之彌改可被申付候事

一、在々於浦方御物成地下人納置藏屋敷の年貢村中より年々納來分御免に候條地ならし相濟年より、彼地の引方年貢御代官御算用に相立候様に可被申渡候尤村々に應じ畝數相極可被申事

一、地ならしに付相定百姓員數退轉不仕様に可被申付其内入替の儀庄屋計を御仕義無用、各可在差闘候在々百姓數相定上は小役夫銀小物成等面々出し日の割附郡方より被相定割符の書付村々へ可被相渡事

一、里續の小村又は入組の在々庄屋面々に候故或用水川通~~缺~~道滯留~~缺~~有之、或人馬の道等村續惡敷、百姓不勝手又は野山に出入な

ど有之所候はゞ見合庄屋一所に可被申付管代々の庄屋村の支配惡敷結局地下中の妨に罷成者に候はゞ是又入替可被申付、尤先回申渡通地下人の内悪人若於有之は被逐吟味急度被申付在々無難に相勤候様に可被致候並に在々地下人屋敷替致可然所には見合被申付隨其體引料米又は竹木等遣し可被申事

一、從二村中一出し合にて相勤横成の役義等有之は其品書立組頭横目の者共各へ差上割符を以て百姓共より召與頭横目の者共取集候様に可被申付且又浦方は從前の横目の者共雖有之里分に就無之今度改被申付 其者の役義の内見合赦免可然也尤浦里横目の者共勤の品具に可被申付事

右五ヶ條の趣御代官並庄屋地下人共へ可被申渡者也

寛文十一亥八月九日

櫻田監物

(兵頭賢一氏所藏)

三、闖持制度創始の年代及其原因

闖持制度は寛文十三年度に創始せられたるものなるが之が創始に就ては二個の原因を尋ねるを得べし、一は内斎檢地に際し斯る制度を布くことを餘議なくするに至らしめたる遠因として、當時既に窮迫に陥りたる財政上の困難を擧ぐべし、則ち宇和島藩は先きには始祖秀宗の代に仙臺老公に對して年々三萬石の贈石を爲し、老公死去の後は間もなく其の第五男宗純を吉田に分封して再び三萬石を失ひたるを以て藩庫の財政は自ら窮乏を告げたると共に、其低下したる藩主の家格を再び元の十萬石に上せん爲に領内の土地を檢註し、之により三萬石を打出さんとせしことは是なり、即ち檢地に際し計尺六寸五分を六尺に

縮むれば其れ丈け百姓の負擔は増加することなるも、藩の收入は之が爲め増加する道理なり、斯の如く領内稱へ高の復舊に伴ひ起れる一藩財政上の困難に加ふるに、寛文六年前代未聞と稱せられたる程の大暴風雨領内の村浦を襲ふて其年の作毛及び土地を荒廢せしめしより、川沿の土地と山附きの土地としては其肥瘠に著しき相違を生せしを以て、土地の検定を行ふて面積を打出すと同時に百姓各戸の持地を村毎に集積し、後之を地味の善惡に従ひて甲乙丙丁と組合せ、更に村の戸數と相近き闇數に割り、抽籤を以て、村民の現耕すべき地所を定め、所定の年限の間は此の當籤したる土地を耕作せしめたるなり、以て闇持制度の創始せられたる其の遠因としては年來打續ける財政上の窮乏救匡を算ふべく、又近因としては寛文六年度の風水害に基き起されたりとして可なるを見るべし(註四)

(註四ノ一)

一、寛文六年、前代未聞の洪水、御領中田畠は不及申百姓の居屋敷まで悉く大破流失の地夥敷出來、百姓共必至と取續難儀依之當然種々御辛抱を以、五六年の間、田地開作等雖被仰付、莫大の損失故、中々不及元地、殊更上田は下田に成り百姓持分の田地至極不錄に成、諸民不安、難義の所難被捨置依右上體思召の趣有之、其段下方へ重々聞合等仰付候處、百姓中致得心候に付寛文十成冬より同十二子迄三ヶ年の間、冬春の内檢地被仰付候是を内捨檢地と申候事(不鳴條)

(註四ノ二)

右の通申傳候へども、全洪水のみにても有之間敷、實は御檢地は往古の事、其後所々年々開作全體餘畝も可有之、尤其分に免相を以御所務には相成候へども、其所不詳且は竿等も被改度然とも表立私の檢地と申事は不相成事の由彼是にて内捨と申候歟

是より六尺竿に成也、此度八十島治右衛門頭取相勤候由(不鳴條)

四、闖持の實施と百姓地の増減

闖持制度の實施せられたる寛文十三年前の百姓各戸の持地の面積と、闖持實施後に配當せられたる面積如何を知ることは此研究中最重要にして且つ興味多き點なり、此問題に就ては前節既に述ぶる處ありたるも、更に茲に之が詳述を試るの必要あり、乍去此の間の關係を具體的に記述せる文献は絶無なるを以て便宜上當時徵稅の爲に作製せられたる村々の土地割付帳に載せられたる百姓反別の數字に就き其の事實を確認するの法によるの外なし。仍て先づ採訪地たる河内村(今の東宇和郡多田村大字河内)に保存せられたる明暦三年(寛文十三年より十八年前)の下札帳及び寛文三年度の下札帳の數字を以て闖持制度實施前の土地配當面積と看做し、次に寛文十三年の内折檢地帳及び元祿六年(寛文十三年より二十年後)の下札帳を以て闖持實施後に於ける土地配當面積と見、前なる闖持以前の百姓各戸の耕作面積と、後者なる闖持實施後に於ける土地配當面積とを比較對照すべし。想ふに、筆者的情思現はれざる統計表を以て説明を試むるは、讀者に禮するの道にあらざるを知るも、此場合、論述の方便上已むを得ざれば、姑く忍耐せられて四表の統計に一瞥を與へられんことを請ふ。

第一表明暦三年の百姓持地(明暦三年酉年河内村)
下札帳より抜録

地 目 故 數

身 分

百 姓 名

田 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟 烟
七 反 二 敵 二 十 六 步 水 同 同 同 同
二 反 六 敵 三 三 步 同 同 同 同 同
七 反 九 敵 十 九 步 寺 同 同 同 同
一 町 三 敵 六 步 本 百 姓 同 同 同
八 反 八 敵 二 十 八 步 本 百 姓 同 同
七 反 三 敵 三 十 八 步 本 百 姓 同 同
五 反 十 四 步 本 百 姓 同 同 同
一 町 二 反 三 敵 二 十 九 步 仁 同 同 同
八 反 七 敵 二 十 九 步 同 作 同 忠 同 喜 同 彌 同 吉 同 高 同 同 又 同 平
六 町 七 反 一 敵 十 三 步 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
一 町 六 反 四 敵 二 三 三 步 太 兵 左 七 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右 右
六 反 三 敵 十 八 步 鄭 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛 衛
三 反 七 敵 十 八 步 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人
二 町 七 敵 二 三 步 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

烟田 烟田

一町二反七畝十八歩
一町一反二畝十三歩
八反四畝二十二歩
一町七反八畝歩
一町三反二畝十七歩
六反六畝十五歩
三反二畝十二歩
三反七畝十三歩
一反三畝十一步
六反七畝十步
四反七畝十九歩
一町五反二畝八歩
八反五畝二十四歩
一町八反十三歩
三反九畝十三歩

同 本 同 組 同 同 同 水 同 同 同 本 同 同 同 同

第參卷

貳號

右 右 右
兵 兵 兵 (三五)

人衛人衛人助人衛人門人門人衛人門人

田 畑 烟 田 畑 烟 田 畑 烟 田 畑 烟 田 畑 烟 田 畑 烟 田 畑

一町五畝十步

八反五畝二十三步

六反六畝十九步

三反三畝二十二步

四町六反八畝三十一步

二町五反七畝十一歩

七反一畝一歩

三反三畝二十九步

一町六反七畝二十一歩

一町七畝二十三歩

一町二反七畝二十九歩

一町一畝二十八歩

一町七反一畝二十九歩

二反七畝二十歩

六反一畝十五歩

五反七畝十五歩

高 同 長 同 同 同 同 同 同 同 喜 同 同 忠 同 善 同 助

泉

五

人 郎

兵

太

左 右
衛 衛

右

寺 郎 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛

門 人 助 人 門 人 門 人 門 人 門 人 門 人 門 人 門 人 門 人 門

史

學

第參卷

第貳號

(三元)

七八

烟田 烟田

四反四畝二十五步
一町七反七畝十九步
七反四畝二十五步
三反一畝四步
二反四畝二十八步
四反七畝九步
一町八反四畝二十九步
一町一反七畝二十八步
一町九反二畝二十九步
八反五畝二十四步
七反十一步
六反十五步
一町五反九畝二十二步
五反六畝二十四步
五反十五步
三反二畝二十步

同 次 同 利 同 左 同 傳 同 市 同 又 同 喜 同 作 同
右 兵 兵 兵 郎 右 之 太
衛 兵 兵 兵 衛 門 門 人 助 人 郎 人
人 門 人 衛 人 衛 人 衛 人 衛 人 門 人

同 又 同 福 同 助 同 太 同 七 同 權
郎 右
兵 樂 十 兵 衛
人 衛 人 寺 人 郎 人 衛 人 門 人 作

一、 烟田 五九 反反								
二一 敵敵 六三 步步	二一 敵敵 三三 步步	二一 敵敵 敵 步步						

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

權 九 郎	傳 右 衛 門	彥 右 衛 門	惣 兵 衛	五 兵 衛	市 十 郎	源 兵 衛	五 助	次 郎 兵 衛	四 兵 衛	吉 兵 衛
-------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	------------------	-------------	-------------

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

吉 権 長 利 九 六 分 利 澤 喜 右 衛 半 四 忠 兵
右 衛 兵 郎 兵 三 郎 兵 郎 門 門 門 門 門 郎 衛

二四

同	同	同	同	同	同	半	庄	庄	同	同	同
長	正	彌	助	五	三	權	甚	伊	半	右	清
四	九		十	郎			右	兵	右	衛	勦
郎	郎	作	郎	作	六	七	衛	門	兵	衛	右衛

一、烟田												
一二 反反												
四二 敵敵	二二 敵敵	四二 敌	三二 敌	五二 敌	六五 敌	五五 敌	六五 敌	六六 敌				
十十 敵敵	二十 敌	十 敌	二十 敌	二 敌	十 敌	十 敌	十 敌	十 敌	十 敌	十 敌	十 敌	十 敌
五八 二七	一五	二八	十二	六三	七六	八四	四三	七八	八十			
步步												

同	同	同	同	四半百姓	同	同	同	同	同	同	同
---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---

平	七郎兵作	仁藏	茂門	半三郎	清三郎	仁衛	又助	勘助	長助	喜藏	傳郎
---	------	----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----

一、田二反二畝二十八步

甚兵衛

同

藏

一、田二反三畝二十八步

彌五郎

同

同

同

一、田二反三畝二十八步

彌五郎

同

同

同

一、田二反三畝二十八步

彌五郎

同

本人百姓數五十六人

彌五郎

同

内

本百姓三十一人

半百姓十四人

四半百姓八人

庄屋組頭三人

一烟一畝六步

一烟二畝四步

一烟一町八畝二十一步

一烟八畝十一步

一烟一町二畝二十步

一烟三反八畝十二步

一田三反三畝十一步

所藏量輔御年貢大豆御免

横目役使者居屋敷ノ内大豆年貢御免

福樂寺々内年貢大豆御免

圓光坊寺内年貢大豆御免

無縁者地佛神田

無縁者地

福樂寺附御年貢米御免

一、田一 反二十一步

一、右割地之内麻留六畝十四步
一、薪三百八十六束

一、鍛冶炭十七石六斗

一、草藁九十九束八分

一、糠廿七石八斗四升二合

一千石夫一人九分二厘

一、真綿八十九匁八分八厘

一、麻苧六貫四百八十一匁四分

一、漆四十四匁二厘

一、漆實一斗一升五合五勺

右同斷二合七勺四才ツ、

右同斷百五十四匁三分二厘ツ、

右同斷一匁四厘八毛ツ、

但京升右同斷六斗六升三合ツ、
但三尺積繩同斷二束三分八厘ツ、
右同斷四厘五毛七弗ツ、

元御年貢御免本百姓一人前ニツキ
徑三尺積繩長三尺九束二分宛
圓光坊附御年貢米御免

右割附之品々百姓共ヘ銘々ニ書出遣置候條相違仕間數候尤田烟地下人相談ニテ無高下檢閱取ヲ以如件相定候並百姓定之内入替之時ハ御代官ヘ訴郡所ヨリ差圖ヲ諸元人不足爲仕申間數者也

上野彌次右衛門印

寛文十三年丑正月七日

大内源左右衛門印
高間八太夫印

第四表元祿六年に於ける闊地面積(元祿六西年ヨリ亥ノ年迄三ヶ年河内村御定免下札帳ヨリ抜録)

面積身分有名前

卷之九

反步九

五
反
三
敵

七
文
二
九
三
一
二

九月二十一步

五 反 一 敵 十 六 步

卷之三

反二十九步

五
四
三
二
一

卷之二

卷一
反
一
敵
六
步

五 反 二 故 二 十 三 步

卷之三

九
反
一
、
畝
八
步

五
反
二
敵
四
步

卷之三

反一齋集

五 反 一 敵 十 一 敵

舊字和島藩の關持制度（小野）

九	反	二	敵	五	步		
五	反	二	敵	十	一		
五	反	二	敵	二十	步		
九	反	二	敵	五	步		
五	反	一	敵	十五	步		
五	反	二	敵	五	步		
一	町	一	反	一	敵	五	步
六	反	七	敵	二十二	步		
一	町	三	反	六	敵	十九	步
七	反	九	敵	二十四	步		
九	反	一	敵	二十三	步		
五	反	二	敵	十	步		
九	反	二	十	三	步		
五	反	二	十一	一	步		
九	反	一	敵	二十五	步		
五	反	一	敵	二十八	步		
九	反	二	十六	六	步		

同 同 同 同 同 同 同 本 本 本 本 百 姓 一 人 四 半 前
百 姓 一 人 半 分

五 同 長 同 九 同 助 同 傳 同 彥 同 五 同 五 同 惣
郎 左 右 右 右 兵
兵 衛 衛 衛 衛 兵
衛 人 助 人 衛 人 門 人 門 人 門 人 衛 人 門

五 反 三 敵 二 步
五 反 四 敵 一 步
一 町 三 反 六 敵 二十 步
七 反 九 敵 十五 步
九 反 一 敵 二十三 步
五 反 二 步
一 町 一 反 三 敵 五 步
六 反 八 敵 十二 步
一 町 三 反 六 敵 四 步
七 反 八 敵 十二 步
九 反 一 敵 九 步
五 反 十 二 步
九 反 四 敵 一 步
五 反 三 敵 十八 步
九 反 三 敵 十九 步
五 反 二 步

舊字和島藩の闘持制度（小野）

同 同 同 同 同 本 同 本 百 姓 一人 半 分
百 姓 一人 四 半 前

同長同勘同長同利同助同九同傳同次同
右兵右衛右兵右衛右兵右衛右兵右衛右衛右兵右衛右衛右衛

九反一敵九步
五反三敵七步
一町一反七敵步
六反四敵十八步
九反二敵二十八步
五反一敵二十七步
九反三十四步
五反一敵二十一步
九反一敵七步
五反二敵十五步
九反二敵七步
五反三敵十五步
九反二敵四步
五反一敵十五步
九反三敵二十五步
五反一敵三步
五町四反五敵三步

本同同同同同同同同同同同本百姓一人半前
百姓

庄	同	分	同	尙	同	小	同	彌	同	清	同	甚	同	勘	同	久	右
半																	
屋																	
十																	
郎	人	助	人	門	人	郎	人	衛	人	門	人	門	人	門	人	門	人

三町一反四畝二十七步

六反九畝十六步

三反六畝二十七步

六反七畝三步

三反八畝四步

四反七畝二十三步

二反六畝二十五步

四反五畝二十步

二反五畝五步

四反五畝十九步

二反一畝一步

四反四畝二十四步

二反七畝十四步

四反五畝十三步

二反六畝十七步

二反六畝十九步

七分五厘百姓

百姓

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 半 同 六 同 勝 同 藤 同 同 三 同 七 同 同 作 同 與 同

兵 右衛門 人助人助人助人助人助人助人助人助人助人助人助人

人衛人衛人衛人衛人衛人衛人衛人衛人衛人衛人衛人衛人

四 反 七 敵 七 步
二 反 五 敵 二十九步
四 反 四 敵 十七步
二 反 八 敵 十七步
四 反 五 敵 二十五步
二 反 四 敵 十九步
四 反 七 敵 一 步
二 反 六 敵 十二步
四 反 五 敵 十八步
二 反 五 敵 二十三步
四 反 五 敵 十八步
三 反

四 同 同 同 四 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
半 百 姓

仁 同 次 同 加 同 竹 同 角 同 六 同 善 同 覺 同 基 兵
郎 右 衛 兵 右 衛
兵 右 衛 人 門 人 門 人 藏 人 助 人 衛 人 門 人 藏 人 衛

八 敵 十 九 步

四 半 百 姓

同 同

善

助

一 反 三 敵 二十八步

同

同

人

九 敵 八 步

同

同

人

五 敵 十 七 步

同

同

人

一 反 三 敵 六 步

同

同

人

二 敵 五 步

同

同

人

計 田 數 四十五町六反七畝六步

同

同

人

畠 烟 二十六町一反八步

同

同

人

小 右 衛 門 寺 滿 寺

同 同 同 同

同 同 同 同

人

則ち知る、明暦三年の下札帳によれば、村の百姓の持地反別は區々にして、其間何等の制規なきを見、又寛文三年の下札帳とても同一にして、本百姓又は水呑と云ふ名稱のありし外各戸の持地面積亦區々にして、其間著しき異同あるを見るも、寛文十三年の内斎檢地實施以後に於ける反別は規矩整然として其本百姓一闗の面積は略田九反餘、畠五反餘、而して半百姓は其の半分、四半百姓は其の四分の一を配當せられたるを見るべし。以て闗持制度實施以前に於ける百姓は各人區々別々の面積を有せしものなるものが實施後に於ては其の面積は専ら一闗を基準として定められ、一闗持の本百姓ならば村中の百姓は皆同一面積を耕作することとなりしなり、唯此の制度を實施するに當りては、從來百姓の所持したる面積に考慮を拂ひ、從前一人にて耕すに足る土地を持ちたる者は改革後に於ても、本百姓として待遇し、又

其の從來の持地面積の特に多かりし者には、二闕又は一闕半を割り當てたるより見れば、此の闕持制度に於ては百姓各戸に配せられたる耕作權の面積上に著しき相違なからんことを期したるものなり。唯闕持制度の本則として、本百姓、四半百姓、四半百姓無縁者等と階級を立てたる關係上、各百姓をして其の何れかに入らしむる爲に、各人從來の持地面積を査定したるものに過ぎずして、闕持制度の本則としては從前の持地面積を基礎とし、此の面積と闕地の面積とを成るべく近からしめんことに意を注ぎたるものなりとす。

今試みに前掲四表中に見ゆる百姓數人を撰み、闕持制度實施以前と、實施以後に於ける耕作面積如何を見るに、吉兵衛なる百姓は寛文三年には田一町二反六畝十八歩、畠六反三畝十一歩を有せしに、寛文十三年には、田九反一畝六歩、畠五反二畝八歩の本百姓となり、又助十郎なる百姓は寛文三年には田六反七畝十六歩、畠三反二畝十八歩を有せしに、寛文十三年には、半百姓として、田四反五畝二十九歩、畠六畝二十一歩を配當せられ、又權作なる百姓は寛文三年には、田八反四畝十四歩、畠三反二十二歩を有せしに、寛文十三年には本百姓として田九反一畝三歩、畠五反三畝十五歩を配當せられたり。然るに茲に特筆すべきは五兵衛なる百姓は寛文三年には、田四町六反八畝二十歩、畠二町五反七畝十八歩を有する大百姓なりしに、寛文十三年の闕持實施と同時に本百姓の田九反一畝五歩、畠五反一畝十一歩に下りたるは如何なる理由に基くか、數字の比較のみにては、其事情明ならず。又明暦三年水呑百姓たりしもの

中寛文十三年迄生存したるものゝ唯一人者たる平作なる百姓は明暦年度に田七反二十六歩、畠二反七
畠二十歩を有せしが、十九年後の闘持實施と同時に、田二反二畠十八歩、畠二反四畠十五歩を配當せら
れ四半百姓となりたるを見る。

最後に庄屋持地の變遷の有様を見るに、川内村の庄屋又兵衛は明暦三年には田八町七反七歩、畠七町三
反八畠二十一歩、合計十六町餘を有し、降りて、寛文三年には田八町五反九畠二十一歩、畠七町二反三
畠一步、合計十五町八反餘を有せしが、寛文十三年には本百姓六人前として田五町四反七畠、畠三町一
反四畠七歩、合計八町五反に下り、元祿六年にも略之と等しく田五町五反五畠三歩、畠三町一反四畠二
十七歩の配當を受け居れるを以て、寛文十三年度の配當面積とは著しく相違なきを見るべし。

以上記述せる統計上の事實により之を觀るに、川内村に於ける百姓は大體從前の面積を標準として土地
を配當せられつゝ其間多少の斟酌を加へられて寛文十三年度の改革に際しては本百姓一人前に對する
一畠の面積は田凡そ九反歩餘と畠五畠内外、半百姓は其半分、四半百姓は其四分の一に當る土地を受け、
又・村役人中庄屋は本百姓六人前、組頭及横目は本百姓一人半前づゝの配當を受けしを見るべし。今此の
事實を更に確證する爲め寛文十二年度の川内村地割目録を見るに、

河内村田畠地割目録

一、有田 四拾六町壹反七畠二十五步

内

九反八畝八歩

八畝十七歩

五町四反六畝歩

二町七反參畝歩

二十八町二反一步

六町參反七畝歩

壹町八反二畝歩

五反二畝歩

一、有畠貳拾七町五反參畝七歩

内

壹畝六歩

壹町參反四畝九歩

參町壹反五畝歩

舊宇和島藩の關持制度（小野）

神田寺田之由

庄屋へ被下候望の所にて可取

庄屋分本百姓六人前

與頭二人分本百姓一人半前宛

本百姓三十一人分但一人につき九反一畝宛

半百姓十四人分本百姓の半人前宛

四半百姓八人分半百姓半人前宛

餘り地分

御藏屋敷分

寺畠の由

庄屋分本百姓六人前

(三)

壹町五反七畝拾五步

拾五町七反五畝步

五反四畝拾五步

内

貳畝

參町六反七畝拾五步

壹町五畝步

四反參畝七步

餘り地分

横目役に被下る

半百姓拾四人分但本百姓半人前づゝ

四半百姓八人分但半百姓半人前づゝ

組頭貳人分但本百姓の一人半前宛
本百姓參拾人分但一人前につき
五反貳畝拾五歩づゝ

村横目のもの一人分

右之通田畠割所之者望申出通何も致相談地拝申遣候間無甲乙地入合闇取とさせ可申候併此の割にて
所の者田畠割多作り餘り申様に候はゞ入百姓可申付候又は地不足にて百姓作りたり不申候はゞ拔百姓可申付候間其段庄屋組頭百姓總て請取候者共へ此旨申聞田畠割所の者望無之候はゞ其旨書物爲仕已來田畠過不足に付迷惑の段不申出候様に可入念候少にても地下人申分望有之候はゞ早々可申越所の者理り次第可申付者也

寛文拾貳年貳月拾參日

御郡所印

田野々村 次左衛門

須加浦吉右衛門

長谷村市郎右衛門

川内村庄屋又兵衛

以上述べたる事實によりて、闇持實施以前と、實施以後に於ける土地配分に關する狀態の一端を知ることを得べし。而して、此各戸配分面積の數は單に川内村一箇村に關する事實に過ぎざるが、實際此面積は村によりて異同あり、蓋し村の異なる毎に其の村の耕地面積に差異を生ずるを以て、各戸の配當面積にも亦差異を生すべきは自明の理ならんのみ、此問題に就ては後章更に詳論すべし、唯牢記せざるべからざるは、闇持制度と云へば實質に於て土地均分制度なるかの如く思ひ做す向きもあるべけれども、事實は決して然らず、從前の持高を尊重しつゝ闇積りをなし、唯其の現に耕すべき土地の位置に關し闇取を以て之を定むるの原則に據りたるものに外ならざるなり。(註五)

(註五)

石盛の儀は、檢地人より不及差圖、其所の庄屋役人、頭百姓相談の上、土地相應に勝手次第盛付候様被仰付候也、仔細は持來る田地依多少、本百姓、半百姓と分、各格付、右餘計所持の者は本百姓何人前と相定、檢地以後田畠上中下取合、一闇假反割の畝數を極、闇取を以主付被仰付筈に候得者、石盛の依怙可致様無之、尤右の通に候得者、石盛の儀は土地相應より引下げ申にて有之へく候へとも、於一邑高下不錄さへ無之候へは、惣體の義は御免相被仰付故如此(不鳴條)

舊字和島藩の闇持制度 (小野)

(五〇)

九九

五、闡持制度實施の方式

田地割換闡取は如何なる方式により行はれたりやと云ふに、闡持實施以前に於ては百姓持地の面積は甚不同にして區々なりしに加へ、其所有に係る各筆の田畠は一地に定まりて永久に變ることなかりしものなるが(闡持制度實施以前に在りても村によりては多少土地割換の慣行の存在したる形跡なきにあらず、後章に論すべし)、闡持制度となりてより各戸の耕地は或期間毎に交替することとなりたるなり。而して闡持を實施するに當りては、先づ舊來各戸の持地反別を調査したる後、此等の百姓地を悉く村に取り集めたる上、其地味と所在地を斟酌して上中下の等級を附し、後ち全村の土地面積を集計して村の戸數に應じ割りあて平均反別を出して一闡となし、從來此の數に近き面積の土地をてる者を本百姓に組み入れ、之れより遙に多き者は一人半前又は二人前となし、又其少きものは半百姓又は四半百姓として之に抽籤權を與へ、之れより更に持地の渺きもの又は皆無のものは無縁者として取扱ひたるなり(註六)、而して、斯く一旦極りたる耕地も數年又は十數年を経れば特に村民より代官に出願し、村一統の作業として割換を行はざるべからざる故、其土地保有の形態は寧ろ村落共有制に在りと謂ふを得べし。

(註六の一)

闡持の儀は先年内拵檢地の節、村中の田畠土地の善惡に應し、譬五十闡と極村は、其村の田畠有切の畝數を善惡組合五十廉に分け、百姓共出會候て闡取に仕候故、本百姓壹人前を一闡と申唱候、依て半闡又は四半闡と申は右壹闡の法を以て田畠配分仕主付の者數増候へとも、都合仕候時は本百姓五十人分不易の闡高に御座候(不鳴條)

(註六の二)

村中畝數高を其村の内百姓高に割、本百姓一人前田イカ程と平等に割申候、地割は本役無役無差別村中の百姓高割申候、本百姓一人前の當りを以夫々に割付申候、尤干田深田土地善惡組合申候

右の通御座候故一村人數田畠多少に依り田畠當りの員數相違有之候(不鳴條)

斯く一闇の面積は村の耕地總面積と戸數により定め尙各戸從前の持高を標準として配分するの方針によりたりとは云へ、百姓各戸の耕作可能面積と村の土地面積とは必ずしも常に一致するものにあらずして、其の闇地の組合を行ふに當りては或村は人餘りて土地足らず、或村は土地餘りて人足らざる場合もあり、斯る際には「拔百姓」又は「入百姓」と稱して百姓の強制移住を爲さしめたることもあるが如し(既掲川内村、地割目録の本文参照)

六、闇持制度と百姓の階級

闇持實施以前に在りては、百姓は本百姓と水呑とに別れ居たるも、闇持制度起されてより村落社會の階級は明かに四階級に別れたり、第一階級は舊來の名稱を踏襲せる本百姓にして、闇一本又は其れ以上の土地の配當を受くるもの、第二階級は半百姓と稱し一本の闇地の二分の一即ち半闇の土地を配當せられたるものにして、其配當面積は普通の本百姓の二分の一に當る、第三階級は四半百姓と稱するものにして、一本闇の四分の一を配當せられたるもの、即ち一町歩を以て一闇とする場合ならば、二反五畝の配當を受くる百姓を云ふなり、四半百姓にも及ばざるものは第四階級にして無縁者と呼び、村の餘地又は神佛

田等を耕作して其生業を繼續す、左れば下札帳の地目中に「無縁者地」又は「無縁者地神佛田」等とあるは即ち此の無縁百姓の耕す地の義にして、村民に割當てたる闢地の外に置かれしものなり。今、川内村の場合に就き寛文十三年度に於ける割附帳を見るに、總人數五十六人中村役人は庄屋、組頭及び横目を合せて三人、普通の農民としては本百姓三十一人、半百姓十四人、四半百姓八人と見えたるが、此他に無縁者と稱するものありたりしは、其の下札帳に無縁者耕作地の見ゆることゝ、元祿六年の下札帳に仁兵衛外三人の百姓を無縁者として記載せられ居るに徵しても知るべし、此の無縁者とは前代の水呑百姓よりも一層低級なる百姓にして、闢地の配當を受くる資格無きものなり、蓋し村の土地に對する耕作權受配に與らざるが故に此名稱起りたるものなるべし。則ち知る、闢持實施以前に於ても既に百姓社會は本百姓と水呑百姓とに分れ、本百姓とは概ね自作耕地を有するものを云ひ、水呑百姓とは土地を全く有せざる乎、又は多少は之を有するも、其れのみにては生計を維持する能はざるものと稱したこと明なれば、本百姓なる名稱は闢持實施以前より既に在りたるものにして、唯此の舊名稱を闢持制度に襲用しながら、更に半百姓、四半百姓等の區別を新に立て、且つ前來の水呑の稱呼を止めて無縁者と稱するに至れる點に於て、新舊制度の上に相違現はれしを見る(註七)

(註七) 御田畠百姓へ配當新古違

村中の古地(藤堂様より御渡の分田高三千二百二十二町餘、畠千五百九十九町餘)村中百姓高へ(此百姓高と云ふも藤堂様より

引渡分凡一万人)配當一人前へ當ること一株と云ひ(一闇と云ふ)すること何故何反と當るを上中下の地組合せ二十等として
(其百姓一人前へ引渡すこと闇にして爲取候也、依て無私百姓一人當りと云ふも一株を半闇と云ひて一闇を二人にて持つもあり、又二分五厘と云ひて一闇を四人にて持もあり)右の法を闇持と云ふ、寛保迄の古法なり。今に其形不正村もあり。(松根豊)

次郎氏所藏「覺書」中より兵頭實一氏書抜)

一村の土地に對する各戸の持分は大體にして從來と變ることなき方針の下に計畫を立てられたるが故に、從來全く無高なりしか又は極めて小面積の土地を有せしものは、闇持となりても依然として貧乏百姓の列を脱する能はず、仍て土地不足の百姓又は無縁者は村の餘地又は寺田、神田等を選みて耕作に從事し、尙餘暇あれば村人に雇はれて庄屋役地の合力夫として勞働に從事するか、又は他人の土地を小作することによりて生計を維持する外なかりしなり。此他第四階級の中には無縁者の外に下人なるものあり、此下人とは今日の下男女と殆んど同一なるものなれども、彼等の中には一家を擧げて他人の下に仕ふるあり、又は他人の下人として闇地の分與を受け獨立して家計を營むものもありたるにより、今日にて云ふ下男女とは些か其性質を異にする點あり、尤も當時單獨にて他家に雇使せられたる者もありたるべけれども、闇持制度に關する諸文書に現はれたる記録によれば、他家に仕へたる下人にして自ら一戸を構ふるものありしこと及他家の下人として仕へたるもののが後別に闇地を興へられて本百姓となり獨立するに至りても尙下人なる肩書を附せられたる事實あるが故に、下人の中には他家に仕ふる下人と、獨立して家計を營む下人との種別ありしを見るべし。(註八)

(註八の一) 寛文十二年宮内村、枇杷谷村、田畠地組圖取帳の中

一、札數 九枚

六十三 一田畠數 五反二畝二十步

「中略」

一、札數 十四枚

百六十三 一田畠數 一町五畝十五步

一、札數 廿八枚

三十四 一畠畠數 二町一反五畝七步

一、札數 十六枚

六十九 一田畠數 一町五畝十五步

「中略」

一、札數 十二枚

六十六 一田畠數 七反九畝五步

「下略」 (被告證據物寫)

(註八の二)

一、畠
七三 反 六畝
六畝 二十九步

下[°]本[°]
百姓[°]
庄屋[°]

源 勘

十 兵

郎 衛

下[°]壹[°]
人半[°]
百姓[°]

少 源

右
三 衛

郎 門

下[°]二[°]
人[°]
百姓[°]

長 彥

九

助 郎

下[°]二[°]
人[°]
百姓[°]

同

久

人

宮内村本百姓

彥 左 衛

門

八 衛

一、畠 三 反 八 故 故 十 七 步 步

「中 略」

一、畠 三 壱 反 九 故 七 故 二 步

一、畠 三 反 九 故 七 故 二十八 步
一、畠 三 反 九 故 二十七 步

「下 略」

下[°]同[°] 下[°]同[°] 下[°]半[°] 下[°]本[°]
百[°] 百[°]
人[°] 人[°] 人[°]姓[°] 勘[°] 善[°] 傳[°] 兵[°]
五 利 長 仁 助 郎 十 郎 郎 門 門 門 門 門 門
右 郎 衛 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門

(寛文十三年、藏村、田畠内姫百姓元人並小役小物成元牒)

以上記するところにより之を觀るに、闘持制度が土地均分制度にあらざる當然の結果として、村内に庄屋なる大地主あり、又組頭、横目或は二本闘本百姓又是一本半闘本百姓等の中等地主あると共に、他方には半百姓四半百姓又は無縁者及び下人等の細民ありて、互に村内耕地の過不足を流通し又は勞力の調節を圖りて一村の農業生産力を維持したりしを知るべし。

七、闘地割換と其年度

百姓耕地の生産力を均分せしめん爲に行はれたる本制度に於ては、其が創始せられたる本來の目的に鑑み、若干年月を隔てゝ土地の割換即ち闘地の更新を行はざるべからざりき、是れ或年限の間耕作を續く

れば、其土地の生産力均等を失するが故に、更に其土地を彼此交換するの必要を生ずるによる、而して此土地割換は必ずしも全藩一齊に行はれたるものにあらず、村によりて其の割換の年時を異にしたり、今、川内村の場合につき之を見るに、同村にては廳持實施年度たる寛文十三年度以後に於て二度割換を行ひたりしも、其れより十五年目に當る元祿元年に庄屋又兵衛、組頭傳兵衛、利兵衛及び五人組頭仁右衛門外百姓一同の連印を以て土地の代官に對し土地割換施行の請願書を提出したことあり、即ち曰く

御訴訟申上の御事

一、當村御折已後午年より丑年迄に兩度地組仕直し申候得共田畠地面に高下出來申迷惑仕百姓御座候に付壹人も不殘打寄相談之上田畠共地入組仕直し申度奉願上候間來春地組仕直し申様に被仰上可被下候偏奉願上候爲其如此此連判仕指上申候仍而如件

元祿元年辰の極月廿日

河内村庄屋 又 兵
同 與頭 傳 兵
目 利 兵
勘 兵
横 兵
衛 兵
衛

五人組頭 仁右衛門

同 勘右衛門

同 参右衛門

同 傳右衛門

同 勘右衛門

同 作右衛門

外一門

同

即ち土地割換は必ずしも全藩一時に行はれしにあらず、村民の希望により隨時に之を行ひ得たるなり。

然らば土地割換は凡そ何年目毎に行はれたるものなりやと云ふに、諸記録によれば制度實施後暫くの間は三年又は五年目毎に割換行はれたるものゝ如し、現に前顯元祿元年度の「御訴訟申上る御事」によるも、川内村にては寛文十三年度より元祿元年に至る十五箇年間に二度割換を行ひたる旨を記しあれば、最初の間は頻々として現耕地の交換を行ひたるものゝ如し、然かも藩廳に於ては餘り屢々農地の交換を行へば土地生産力を減耗し却て農民經濟及び財政收入上得策にあらずとし、後には二十年も経過せざれば之を許可せざることゝしたり。是れ其始めは農業生産力均分を目的として闖持制度を實施したる藩廳も後ち年月の進むに連れ、其制度の下に潜む弊害も亦隨て妙らざるを看、成るべく更新年期の長からん

ことを希望するに至りしものにして、數十年間の實驗上、斯くすることを以て得策とするに至りしなり。

村々の百姓が寧ろ其の割換年期の早からんことを希望し、三年又は五年毎に更新するを希望したるにも拘らず、藩廳に於て容易に之を許可せざるに到れる其理由の基く處を案するに、當時百姓は連年打續く風水害により作物の收穫平準ならざるに加へ、藩庫財政上の困難より租稅の取立も可なり嚴重なりしを以て、百姓等は何れも其の經濟生活に満足せず、其土地の割換を行ひ幸に運好く現在よりも肥沃なる土地に當籤せば、幾分か當面の生活苦を緩和し得らるべきかとの射幸心より闊地の組換を希望し、隨て現耕の土地に對しては施肥培養の勞費を成るべく尠くして所謂掠奪的農業を行ふものあるを見たりしを以て、藩廳も漸く其屢々なる耕地の交替が所期せし生産増加の目的に副はざるを見、二十年以上を経過するにあらざれば之を許可せざるに至りたるものなりとす。(註九)

(註九の一) 前 略

且又洪水にて田畠の損失少々の儀は格別餘計缺損し、作徳を失ひ候もの、又は土地の位も年を経候に付、甲乙出來候故、先々の持分不同に成候時は、地組相願村中の田畠善惡入合、不錄無之組直、元の五十闔にして百姓共闔取仕候(不鳴條)

(註九の二) 地組の事

地組仕直しと申事、從是初るか、天和二戌七月十八日仰出如左

地矜の事、先年土地善惡不同に付困窮の者有之由故、一同の平等申付候、然共所により不勝手の由故相改候、彌々自今以後勝手善き様直し可被申付事、右地組の義百姓盛衰、或は洪水等にて土地の善惡或は流田等餘計に相成候百姓は至極勝手悪敷取纏

も難成體に相成候、箇様の所は御願田畠共組直し、於所方入念不錄無之様相改、先づ鬪取を以地主相定、帖面仕立候て御郡處へ差出の事、(不鳴條)

(註九の三) 前略

右地組仕立の事、願候處、容易に開届無之趣實は度々主付相替候ては、耕作の勵薄く成故也、又不農人は能田地相添候ても無年數悪き田地に仕成候事は勿論にて、兎角組直しを相好候也、左候ては百姓困窮の基、甚不宜事に付、年數二十ヶ年にも不及候ては、開届無之候、然共天災にて、格別の譯有之時は、吟味次第の事、(不鳴條)

八、各村の耕地と闘一本の面積

闘持制度は其原則として村々の百姓に土地を平分するものにあらず、各人從來の持分を參照し舊來の權利を尊重しつゝ一本、半本、四半本等に相當する抽籤權を認め、以て全村の土地に對する各人の持分（耕作權）を公平に割り當てんとせしものなるが故に、各村に於ける耕地總面積の多少と其村内に於ける百姓戸數により闘一本に相當する土地の面積に大小を來す道理なり、則ち甲の村の闘一本が一町五反なる時、乙の村の本百姓の耕地面積は二町たることもあるべし、然かも亦村の異なるに隨ひ水田と畠地との割合にも異同を生じ、隨て其村の闘一本の土地に配せらるゝ水田と畠地との割合にも異同を生ずる道理なり、今此間の事實を確證する爲め數字的説明に據らんに、

第一表 諸村落に於ける百姓戸數と土地分配面積

第二表 伊方浦諸村落に於ける本百姓一人前土地分配面積

(原証據物寫による)

村名	百姓姓	半百姓姓	百四姓半	户主	數計	本百姓	一人前庄屋分
清 水 村	哭人	畜	畜	三 人			
松 森 村	五	六	五	三 人			
窪 村	八	九	七	一 人			
平 村	五	三	五	一 人			
兩 岩 木 村	五	三	二	夫 八	夫 八	五、三、五	田 烟
國 木 牛 名 村	元	元	二	夫 八	夫 八	五、〇、八	田 烟
	二、七、七	一〇、一〇〇	八、四、五	二、七〇	二、七三	二、七三	反 反
	二、一、〇〇〇	一、七一	四、七〇	他村 ヨリ	三、五、三	三、五、三	反 反
	九、〇〇〇	二、一、一〇〇	前	兼帶	三、五〇	三、七〇〇	田 烟
	四、〇〇〇	一九、一〇〇			二七、七〇〇	二七、七〇〇	反 反

		村
大	伊	
方		
濱	越	名
		土 地 分 配 面 積 (即一闊の面積)
		田
	三、八〇六	反
二〇九		
		畑
	二七、〇〇〇	反
二〇、〇〇〇		

中 仁 河 佐 中 小 河 宿 第	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
瀨 内						
浦 濱 部 部 田 石 浦						

一、八一二	二九、〇〇〇
七二六	二五、九〇二
三、五二四	一七、三一八
二、六二〇	一四、一一〇
三、二〇〇	一八、三〇〇
一、三二七	一五、六二一
二、七一二	一五、六二一
一七	一七、五〇〇
二、二〇九	一九、七〇〇

(原告證據物寫による)

即ち第一表記載の清水村を始め外五ヶ村の場合に就て見れば、各村本百姓の圃地面積は夫々等差あり、田畠合せて少きは七反歩より多きは一町二三反に至るの開きあるのみならず、田地多き村にてば田地を多く配當し、畠多き村にては畠を多く配當したるを見るべし。然るに第二表記載の伊方浦（今の西宇和郡伊方村地方）は如何と云ふに、伊方浦は佐多岬の頸部に位する海岸の村落にして、其地勢は海岸よ

り直に句配急なる傾斜となり、隨て村の耕地は棚畠其大部分を占めて水田耕作爲め、闢地の組合せにも畠地多く、村によりては一本の闢地に二町九反の畠地を配したるものさへあるを見る、要するに闢持制度の下に在りては各村に於ける闢地の標準は略一定し居るも、村を異にするに隨ひ闢一本に割り當つき面積に大小を生ずるのみならず、設令面積は同一なる場合にても、田と畠との組合せの上に相違を來すを常態とす。之により觀ても闢持制度が村の耕地と百姓戸數とを勘考し、之を以て本制度立案の基礎として實施されたるものなるを知らん。

九、村役人に對する闢地配當と其耕作

闢持制度と村役人とは其土地配當の上に於て如何なる關係を有せしか、村役人とは庄屋組頭及び横目を云ふなり。右の中、庄屋は以前肝煎と呼ばれたることありしも、後又庄屋の名に改められたるなり。組頭とは其村の百姓惣代と云ふにも等しく、村民の選びたるものと代官に於て任命し、其人數は一村一人たるあり、一人以上たる場合もあり、横目とは村内に於ける非行を監視する役を帶ふるものにして、百姓の中より選抜して代官之を命ず。而して、此等村役人たる庄屋組頭及び横目は其役職に對する報酬として特に餘分の土地を配當せらる。其の一例として既掲寛文十二年度に於ける川内村の地割目録を見ると、田地に就ては

一、八畝拾七歩

庄屋へ被下候望の處にて可取

一、五町四反六畝步

庄屋分本百姓六人前

一、二町七反三畝步

與(組)頭二人分本百姓一人半前づゝ

と記しあり、又畠地に就ては

一、三町一反五畝步

庄屋分本百姓六人前

一、一町五反七畝十五歩

組頭二人分但し本百姓の一人半前づゝ

一、五反四畝十五歩

村横目のもの一人分、内二畝は横目役に下さる

とあれば、此等の村役人は村落社會に於ける優等階級たる地位を保てる上に、尙餘分に土地の配當を受けたる者の中、庄屋は其の土地の全部に對して公課を免せらるゝが故に一に又無役地とも云ひ、他の村役人たる組頭及横目は其半人分(本百姓一人前分に加ふるに)を役地即ち其村役に對する報酬地として與へらるゝが故に後者は唯其餘計の配當地たる半畠分に對してのみ租稅を免せられ、其他の土地に對しては一般農民と等しく租稅の負擔に任したるなり。(註九)

(註十)

一、庄屋地の分諸役御免、組頭は本百姓一人半前宛田畠受取候へは、一人分の諸役相勤、半人分は役義赦免に可被申付事(下略)

寛文十二年六月十二日

櫻

田

監

物

(不
鳴
條)

舊字和島藩の關持制度(小野)

(三三)
一一三

而して組頭及び横目の受くる無役配當地は其面積狹少にして、概ね半人前位に過ぎざるも、庄屋の受くる配當地は其管轄する村の廣狹により差等を設けて十等に區分し、最少三人前分より十二人前に至る、即ち

庄屋田地持分之定

一、京樹高二百九十石迄	本百姓	三人前
一、同三百石より四百九十石迄	同	四人前
一、同五百石より六百九十石迄	同	五人前
一、同七百石より八百九十石迄	同	六人前
一、同九百石より千九百石迄	同	七人前
一、同千百石より千二百九十石迄	同	八人前
一、同千三百石より千四百九十石迄	同	九人前
一、同千五百石より千六百九十石迄	同	十人前
一、同千七百石より千九百九十石迄	同	十一人前
一、同二千石以上	同	十二人前

(不鳴條)

庄屋役地が斯く十等級に區分せられたる上に、各村の本百姓一人前即ち一本闇の面積は夫々異同あるが故に、庄屋の配當地を斯く三人前分と云ひ或は十二人前分と云ふも、實際甲の村の庄屋の三人前分又は乙の村の十二人前分と、丙の村の三人前分又は丁の村の十二人前分とは其の實數に於て著しき相違あることを記せざるべからず。

然らば斯くして、本百姓一人前分より餘計に分配を受けたる村役人中、殊に大村の庄屋は如何にして之を經營するやと云ふに、其組頭及び横目に配當したる土地は面積僅少なるが故に、概ね自家の労力を以て用を辨し、其自家の労力にて足らざる場合には下人即ち奴僕を使役して耕作せしめたるなり、夫の下札帳に「組頭某、下人某」と併記しある如き是なり。然るに庄屋の役地に至りては、其面積尠くとも三四町、多きは十數町、普通七八町の配與を受くるものなるが故に、之が經營に就ては下人を使用する外に尙ほ村人の助勢に待たざるべからず、仍て藩は庄屋役地の經營に便せん爲、特に村人をして合力夫又は田植役の名の下に勞働せしめたり。合力夫とは庄屋役地の常農夫、田植役とは植付の際に徵する臨時夫の義なり。而して村人の實際上の出役日數は庄屋役地一人前に對し本百姓は年に三人役、内男二人女一人、半百姓は二人、四半百姓は一人宛の定めなりしとの事なれば、本百姓六人前の役地を配與せられたる庄屋に對しては村内の本百姓は年に十八日出役する外尙ほ臨時夫として田植時の作業にも出役せざるべからざりしなり。以て藩廳が如何に庄屋を保護し且つ庄屋の勤務に期待する處多かりしかを知るべし、

尤も後年に至り此の正夫の出役に代ふるに、銀米を出さしめ、庄屋は此の銀米を以て任意に村の小百姓を労働者として雇傭することを得るに至れりと云ふ。(註十一)

合 力 夫 遣 方 定

(註十一の一)

一、寛文年中被相定候闇高之内無役地分引殘高一闇に付三人役之割合を以て遣可申尤農事を始山仕成其余何事に遣候共勝手次第之事

但寛文年中定に者半百姓は二人四半百姓者は一人と有之候得共其後高持に相成候節石高に割付候様にと有之事故本文之通可相心得事

一、右之通候得共當時闇崩正夫に而難遣村浦は寛文年相定候闇高割合を以御物成高に割付銀米を以取立可申事

但正夫不召遣候而者不勝手候は、大圖持高に應し正夫出役申付取立候銀米を以割戻遣可申事

一、是迄正夫に而遣來候村浦万一遣餘り在之候は、銀米之内を以取立一ヶ年限始末相付可申事

但麥に而取立候共右割合を以受取候は、勝手次第之事

一、寛文年中定に者一闇に付三人役内男二人女一人と有之處其後高持に相成殊に此度右牴相極候上者以後者男計三人と相心得可申事

一、一人前賃米一升銀札ならば一匁右當りを以可致取遣事

田 植 役 遣 方 定

一、百姓無縁之者無差別一所より男女に而二人役つゝ年中に割合農事に遣可申余事遣候義無用之事

但穢多共遣候儀者是迄之仕業に隨可申尤仕役之義者農事計に遣可申事

合力夫田植役之義に付去春先役巡在の上申聞置候趣も在り、其以來追々吟味に相亘候處合力夫の義者其段定在之事に候得共田植役遣方之義者御庄職共におるても根元相辨居候者も無之當時に而者兩様差別も難相立出役不同之村浦義有之旨に相聞候に付此度重々吟味之上當卯年より別紙廉書の通相極候間無滯可致出役候乎併夫遣之廉者前々被仰出も有之至而重事に有之候得共庄屋共も容易に相心得申間敷右牕相定候上者其余猥に致夫遣等の義無之百姓共迷惑に不相成様實意を以取計可申候是迄も庄屋共に寄田植之内致用捨來候者も有之旨右等之義者從前之本意に相叶候筋に而以後逆茂銘々可致勘辨事に候勿論於百姓共に者其所に致住居万事の預世話候庄屋之義に候得共出役其外共平日實意相盡可申況仁恕之取計に預候得は尙更容易に相心得間敷候尤此先趣に寄定之高出役申付候共聊違背致間敷候畢竟近來相互に實意を取失候故色々面倒筋も相起事に候以來相互に致和熟此後御世話筋可申出様御教導可有之候右牕相定候に付而者却而出役相增候者も可有之候得共御領中一般に相改候事ゆへ損益之義者可申立筋に無之候間此度定の條々堅可相守候萬一及違背候もの於有之者吟味之上外口可申付候間御見聞之趣速に可被相達候且又役人共之内前々より村方限に而引役取計來候分も有之是又先役より申聞置候趣も有之處此義は前々通相心得候様可被申聞候此段申達候以上

正月五日

遠藤太左衛門
多都味久之丞

尙以田植役遣高年々横成牒奥江書出置候様可被申聞候以上

右之通被申聞候間此旨承知の上小内ども重々被申聞猥義無之様取計可有之候已上

卯正月(天保二辛卯年)

松谷四ヶ村 和田久左衛門印

松十郎殿

(註十一の二)

御百姓共より庄屋へ合力夫遣候儀先年高持相止闘持に相成候時分より本百姓は三人役、半百姓は二人役、四半百姓は一人役、喰出立にて相勤候様被仰付、其後頗る上田畠の節は一廉より男女二人遣候様是又被仰付候併喰出立にては、双方不勝手に付庄屋より給させ遣申候、此以後は高へ見計にて雇遣申度候。

此儀只今迄の闘高御定の積を以て男女高極置自今御物成高へ割付可申出事(不鳴條)

十、稅制より觀たる闘持制度

闘持なる土地割換制度は藩庫收納の確實を期せん爲に行はれたるものなるが、他方に於ては本制度の組織其ものに於て藩が徵稅上の便宜に資せん爲めに計畫せられたるの跡あるを見る。即ち闘持制度の下に在りては、最初先づ村中の土地を上、中、下に分ち、之を彼此混淆し組合せて闘を作り、後其村内百姓の從前に有せし持分に應じて抽籤せしめ、以て各戸の現耕地を決定し、一定年限の間其當籤地を耕作せしめ、租稅に關しては各村の負擔すべき高は豫め定め在るが故に、村々にては其村の闘高に應じて租稅を納附することとなり、隨て藩廳の租稅取り立は甚だ簡単なる譯なり、而して百姓は闘地の中を任意に一筆又は二筆等と分割して賣買することを禁せられ、必ずや一闘、半闘又は四半闘等と取り纏めて賣買することをのみ許されたるが故に、百姓の持地の移動による年貢賦課額の異同を検査する手數は省かるる理なり。之に加ふるに、闘持制度の下に在りては一本闘の本百姓ならば村内何人も同一の租稅を負擔し、其の曾て高持の時代に於けりしが如く、其持地中の坪毎に其畝數と分米高を檢して納稅額を定むるが如

き手數を省くことを得、旁以て徵稅上に便利なるの點多し、例へば茲に村あり、藩廳より本年の本物成何百石と割り附くれば、割附を受けたる村に於ては、其村内の百姓の闇數、換言すれば、各自に配當せる田畠の畝數に應じて貢米を取り立てゝ辨納するなり、故に闇持制度によれば、土地の肥瘠は既に土地割換の際に平分しあるが故に、其闇地を構成せる田畠の上下其他の状態に就ては毎年の割附時節に於て何等顧慮を拂ふを要せず、唯何の何兵衛は一本闇の本百姓なるが故に何石何斗、何の某は半百姓なるが故に何石何斗納入す可しと割り掛けらるゝものなれば、頗る簡易なる手續にて事濟む次第なり、斯くて闇持制度は其最初に創始せられたる根本の主義に於て財政振作を目的として起されたるものなりし上に、一方に於ては又徵稅技術を簡易ならしむ爲に用ひられたるものとも見ることを得べし。然れども特に記せざるべからざるは、闇持制度を繼續する爲には必ず或年限毎に之が割換を行はざるべからざるもの、此の割換たるや、作業其ものに於て頗る煩雜なるものあるに加へ、年限毎に耕地を交替する結果は、百姓をして土地を愛するの念を薄くして生産力を減退せしめ、遂に後年に至りては闇持制度は啻に藩庫財政上の根本方針に戻れるのみならず、徵稅技術の上より見ても亦賞美すべき制度にあらずとして見らるゝに至りたることは是なり。(註十二)

(註十二)

闇持に御座候得者、諸役掛物一切闇高に割掛申儀故、萬事仕馴罷在候に付、村方にても案内の事に御座候(不鳴條)

十一、闡持制度と百姓經濟

闡持制度は土地を均分して、百姓に分與せしにあらず、從來の持高を參酌して各戸の配當高を定め、唯其如何なる場所の土地を何人が所定年限の間耕作するかを闡取を以て定むるの制度なるが故に、之より起り来る百姓の經濟的現象も亦自ら之に應じて其特色を發揮するに至る、而して特に茲に注意せざるべきからざることは、闡持制度の下に在りては、百姓をして其現に耕作する闡地の賣買を許したことにより、此一事のみを以てしても、本制度の中に含まるゝ立法精神の一端を解することを得べし、即ち闡地の所有者は規定せられたる単位の面積に限り之が賣買を許されたるが故に、彼等は何かの事由により田畠を處分せざるべからざるに至る時は、此制限内に於てのみ土地を處分することを得たるなり、則ち土地賣却に際しては必ず一闡か、半闡か、又は四半闡の處分に限られ、決して一闡の中を一筆又は二筆つゞ抜きて賣却することを禁せられたり、故に此場合に於ける闡地の處分は土地其ものゝ取引にあらずして、村の土地に對する耕作權の持分の賣買として見るを至當とす。是れ元來闡持制度なるものが、一藩の稅制を基礎として立てられたるものなるが故に、一闡の中を自由に分割して賣買することを許せば、闡持人たる百姓の租稅負擔力常に變動して課稅上に支障を來すべきにより、其が處分の上に斯る制限を加へたるなり、左ればとて、絕對に闡地の處分を禁止しては却て弊害を伴ふものあるにより、絕對禁止と、絕對自由との中間を取りて上述の如き規格の下に制限を加へたるものならん(註十三)。而して土地

處分の上に斯る制限を加へある以上は、闇持たる百姓は此の制限の下に於てのみ土地の處分を爲すことを得るに止まるが故に、之より来る經濟上の影響も亦自ら渺からざるを思はざるを得ず。

(註十二の二)

田地賣買の事、闇地の内、いか體と分け、是は賣買不相成候、闇組の内拔賣の義御停止也、闇地の賣買は勝手次第の事(不鳴條)

(註十三の二)

闇持に御座候へば、田畠共一畝町限抜地賣御停止に御座候是は割地の内を拔賣致候ては、諸役掛り物等も有來の通に付割當難仕に付、兎角一闇歟、半闇、四半闇と極候賣買ならでは不仕候(不鳴條)

次に闇持制度が百姓經濟に及ぼす最著しき影響は其闇地を割換耕作するより來る結果の不良なるにあり元來農業の本質として、今年度に施したる勞力資本は決して其年限り消盡せらるゝものにあらずして、其効果は短きも二三年、長きは十數年にも及ぶものなれば、百姓は今年投入したる勞費が必ず將來に於て何等かの形の下に回收せらるゝの見込あるにあらざれば、彼等は進んで其耕地を改良するの念を起さざるべし。農業經濟上に於て既に斯の如き必然の現象ある以上、數年又は十數年毎に其耕作地を轉換する制度の下に闇地を保有するに於ては、百姓の闇地に對する愛着心を殺さ隨て之を改良するの念を殺さて耕耘肥培を怠り、遂には全村の闇地生產力を全く耗盡せしむるに到るべきは自然の理ならんのみ、左れば一度本制度の布かるゝや、百姓は既に高持の時代に於けるが如く其土地に愛着せず、却て自ら進んで土地の割換を速に行はれんことを希望するに到る實狀となれり、蓋し彼等は既に現耕地の生產

力に満足せざるが故に、一村の土地をは再び速に打混じて上、中、下に分ち、之を組合せて新なる闢地を作り上げ、抽籤を以て其現耕地を定むことゝせば、或は現在よりも地味好き場處に當籤せんかとの射幸心より地割の速行を希望するなり。而して、斯く土地割換を頻々行ふに於ては其地力は彌々益々低下して農業生産を減せしむるに至るや想像するに難からず、故に闢持制度は其の最初創始の際には、百姓地の肥瘠を均等に分配して租稅の負擔に公平を期せんとしたるものなりと雖、後には之が爲め却て一全村體の農業生産力を低減せしめ、一藩租稅の收入上にも亦尠からざる影響を及ぼすに至りしことを認めざるべからず。(註十四)

(註十四)

元來闢持故如此地組住直候法も有之候て、於闢持の時は此法も無餘儀候へども如此の時は、田地宜不相成、能農人は無之筈也、然る時は速に土地薄く成、百姓窮可致外は有之間敷に付、闢持は不宣事也、(不鳴條)

闢持制度は其實際に於て土地村有制にも等しき形態の下に土地を農民に耕作せしむるものなれば、本則として一村内の百姓は必ず其村内の土地を耕すを要し、甲村の百姓にして乙村の土地を耕すことを得ず、固より斯る制限は闢持實施以前より行はれたるものゝ如しと雖、此の制度始まりてより其特徴は殊に著しきを見るに到りたり。即ち一村の百姓は其村内の土地を本據とし、一村一團體として經濟生活をなし租稅も亦土地保有者たる村民より村に納め、村の名に於て上納したものなれば、村は農民の經濟生活

の團體にして、又租稅負擔の單位なり。村が法的上の單位たることは單に村の名に於て租稅を納入せしことによりても之を認められざるにあらざるも、村の土地が村民共有地たることにより其が村落團體たるの性質は一層明白となるものあるを見る。實際斯の如くなれば、甲村と乙村との間に於て自然土地保有の上に調和を失ふに至るを免れ難し、此場合藩廳は強制的に抜百姓又は入百姓等の移住政策を探りたる模様なるも、其が事實に於て果して何程まで實行せられたるやは疑はしきも、兎に角當時一村の百姓が原則として、其村内の闢地を耕作するを要せることは争ふべからず。今茲に村の人口と闢地とが適當に配合せらるゝにあらざれば百姓の經濟生活に平調を保つを得ざりし一の例證として、多田村の村老宮瀬吉次郎氏の興味ある談話を引用せんに、宮瀬氏は語られて曰く、氏の居村の一部落たる元の東多田村に霜月田と呼ぶるゝ一面の田地あり、毎年十一月此の田よりの收穫米を以て神社の祭典を行ふが故に霜月田と呼ぶに至りしと云ふ、元來、此霜月田は曾て隣村川内村の所屬なりしが、當時川内村にては土地過剰して耕作人不足せり、左ればとて租稅は土地の面積に應じて上納せざるべからざる故、川内村の百姓は土地過剰と作人の不足を嘆息したり。然るに或年闢地割換の行はれたる際、川内村に一人の「闢縁りの名人」あり、如何にかして此の過剰の土地を隣村に押附け、此土地は今日に至るも尙東多田の一農家の所有に屬し居れりと云ふ。此の實話により見ても、當時藩廳が農民の強制移住を行はんとせしこと

ありしに拘らず、他方に於ては村と村との間に於て人を動かす代りに却て村に於ける土地の所屬を變更して耕作者と土地との關係を調節せんとせしを見るべし。

第三 圖持制度の廢滅

一、圖持制度廢止の理由

寛文年度に實施せられたる圖持の制度は最初の間は三年又は五年毎に割換來りしが、後には二十年以上経過するにあらざれば、藩廳に於て之を許可せざるに到り、尙も年月を経る間に、此割地分耕の制度の弊害は漸く現はれ、藩主村年の代に至りて廳内重臣の間に廢止の議起り、遂に寛保年度に至りて全く之を廢止したり。此間約七十年、第二世の藩主宗利の代に始まり、宗實、村年を經、第五世村侯の代に至りて終末を告げたるなり。(註十四)

(註十四)

内揆相濟、延寶元丑年より享保十九寅年まで六十二年成、又寛保三亥年まで七十一年に成る、此の間高持止、圖持被行(不鳴條)然らば寛文以降七十餘年の間、續行し來れる圖持の制度は如何なる理由により廢止せられたりやと云ふに、之に就ては三個の事實を數ふるを得べし、其一は圖持制度の下に於ては、耕地は一定の場所に定まり居らず、數年毎に交替するの仕法なるを以て、百姓をして土地を愛し、其肥培力を増進するの念を薄

からしむるが故に、土地の生産力は自ら年を追ふて減退し、遂に地力枯耗して「不祿」となりしより、藩廳に於ても其が最初實施の際に期待せられたる目的に副はず、却て反対の事實を示すに至りしを看取したると、第二は、闗持制度の下に於ては百姓各自に割り當てられたる闗地の處分は極めて狭き範圍内に之を制限し、一闗か半闗か又は四半闗にあらざれば之を許可せざりしを以て、百姓の金融上に尠らざる影響を與へ、其經濟生活は却て困難に陥るものあるを見たると、第三の理由としては、闗持制度を續行するには、其割換を行ふ爲に多大の経費と手數を要し、左らでだに百姓窮乏の折柄、之を繼續するの煩累に堪えざりしより、之が廢止を行ふこととなりたるなり。以て闗持なる特殊の土地制度が折角一藩の農政及び財政振作の目的の下に施行せられながら、僅か七十餘年の間存續したるのみにて、遂に廢滅に歸したる理由を解することを得べし。(註十五)

(註十五の一)

田畠地割の儀當時悉不祿罷成御村に寄必至と相續不相成御百姓御座候間、上體苦勞不相成内より相談之上地割仕候儀御免被下度事(不鳴條)

(註十五の二)

今度御領中闗持被相止、高持仕成被仰付候儀別紙定置の通被仰付候間、末々に到る迄得と相辨候様可申付候、闗持相止地組無之候得ば、田地不易の家督故隨分心懸、土地宜しく相成候様農事出精可致事勿論にて候、荒田荒畠等致開作候て荒地に年貢不相納様可致候、尤諸役掛り物御成高掛申付候間、相互に心をつけ警銘々の持分に候共、田地減少致候はゞ、諸役相増候間、此

段御百姓共平日無油斷荒地不致出來様可想心得儀第一に候、高持に相成候得者百姓共末々勝手宜事に候、自然庄屋役人心得違を以難澁の義於有之、岐度曲事可申付候、右の趣具に申聞べく候、以上

正月廿六日

鬼生田又十郎

御代官中

山田七右衛門

(註十五の三)

御領分高持可被仰付の旨、從御先代、度々被仰出御吟味有之所、高持の儀不可然、殊に御物入餘計有之候、其節申出候に付、押而不被仰付候、然れども寛文年中闕持に被仰付候より以來數拾年と相成候故、土地も薄相成、農民の勝手にも不可然儀、旁以再應御吟味被仰付候處、此節に至ては、高持被仰付可然旨各始申出候、依之其方兩人へ被仰付候間、申合御物入無之様、御領中一統高持に仕成可申候、以上

寛保三年二月十二日

老

中

山田七右衛門殿

鬼生田又十郎殿

(兵頭賢一氏所有)

二、高持復歸の年次

闕持制度の廢止は、即ち高持制度への復歸なり、高持制度とは百姓の耕地が永代に同一地に定まりて移動することなきを意味するものにして、寛文年度闕持實施前に行はれ居たる土地制度の義に外ならず、然ら

ば闔持の廢止即ち高持の復歸は果して何年度に決行せられたるものなりやと云ふに、一般の通説には寛保三年を以て藩内一同に布達せられたるものゝ如く解せられ居るも、事實は必ずしも全藩一同に行はれたるものにはあらずして、各地の状勢に應じ、數次に別ちて廢止を實施したるものゝ如し、即ち記録の示す處によれば、先づ第一に高持制度に復歸したるは多田組なり、多田組とは今の大字和郡多田村地方を中心とする行政區劃にして、當時伊南坊村、明石村、新城村、上松葉村、下松葉村、常定吉村、多野中村、平野村、六淡村、伊崎村、坂戸村、清澤村、馬木村、塙所村、田苗村、眞土村、加茂村、大江村、岡山村、伊延村、河内村、東多田村地方を一括したる十組代官中の一組なり、此等の地方に對しては既に享保二十一年に於て藩の老中より闔持を廢して高持となすべき布令を達したり、曰く

御領分田地古來百姓高持に候處中興闔持に相成候、御先代恩召の趣有之候間、以前の通高持に被仰付、此義於役所、古來の義委敷難相知、若差支も可有之哉之趣に候得共、今度多田組一組高持に被仰付候間、被得其意、右の趣可被申付候 以上

享保二十一辰三月十七日

老

中

(不
鳴
條)

闔持制度の最終年度たる寛保四年に先づ八年前多田組に對し高持復歸の布達を令したる藩廳は後三年を

經たる元文四年に至り、更に山奥組に對して高持復歸の令を達せり。山奥組とは今の東宇和郡魚成村地方を中心とせる一帶の郷村にして、當時魚成村、下相村、土居村、伏越村、中津川村、川津南村、六淡野村古市村、嘉尾村、野井川村、遊子谷村、惣川村及び横林村を含む代官區にして、同じく十組代官中の一組なり、當時老中より郡奉行に下せる令文に曰く

先規郷中高持に可仕旨御先代被仰出先多田組計高持申付至處、過分の拜借無之ては地割等不相調由に候、此時節御物入之義は不相成候、然れ共御領中都而多田組の通にも有之間敷候、處所柄に寄り違可申と存候、高持の義は百姓之爲には永々不易の地と存候はゞ、農業の恩入も能成往々土地も宜敷相成候、左候へば百姓共は高持を望申候筈に候、地割等の仕方是以何方も同様には有之間敷候へば、所により物入の多少も可有之候、則當年より山奥組高持に可被申付候、其外も望の村々は勝手次第無遠慮可申出、代官庄屋不勝手之面々心外に自分の田畠若荒置候場所も有之候は、代官庄屋田畠わり共此以後望次第脇村より爲作明け置申間敷候、且又開畠等も有之候間、他村より望の者候はゞ、是又可申出候、平日郡方役人中中見下役等に迄も心得違候筋有之候ては御爲不宜、在民之志上へ難達可有之候間、別て中見中得と呑込廉直に申付専用之事に候、萬一脇方より相聞押付可被仰出候、尤其方の役人不都合可有之候間、少々の義たりとも無底意互に申合諸事心掛候様可被申付候右の趣代官庄屋並御領中土民共得と合せ候様、細々可被申付候 以上

元文四月末五月

郡奉行中

老中

(不鳴條)

是により之を觀れば、闘持制度を廢して高持に改めたるは一藩一齊に之を行ひたるにあらずして、享保の頃より順次多田組及び山奥組に對して廢止を命じ、後寛保三年に至り全藩に令して高持制度に復するの布達を下したるを知るべし、斯の如く藩廳が高持制度に復歸するに際し、數次に分ちて之を行ひたるは、一に各地に駐在する代官の報告を徵し、其急を要するものより順を追ふて舊制に復せしめたるものにして、地方政治は成るべく村々の民情に適合せしめんことを顧慮し、藩廳の獨裁に基き施行するが如きを避けんとする用意より來りしものならん。(註十六)

(註十六の一)

寛保二壬戌十一月御領中田地高持被仰付候間、右仕成の義、御郡奉行始役人中人別以封印存寄書付差出候様御用番大和田隼人殿被仰渡御郡奉行並御役人存寄の書付出之(不鳴條)

(十六の二)

今度御領中高持申付候仕成之事

一、田畠地割停止申付候事

「中略」

舊字和島藩の闘持制度 (小野)

(元〇) 一二九

一、田畠拔賣勝手次第申付候事

附下札前の元畠切に賣買可致事

「後略」

(寛保三年高持仕成御定書寫)

三、闊持の意義と百姓經濟

寛保年度を最期として七十餘年の昔に復りたる高持制度は其れ自體に於て如何なる意義を有し、又此制度の爲め全藩の農民社會は如何なる影響を蒙りたりしや、高持制度とは云ふ迄もなく、最普通なる土地保有制にして、寛文以來百姓耕地を一村共有の如き制度の下に置きありしを、寛保年度に於て再び元の高持即ち普通の土地私有制度に歸らしめたるものなり。高持制度に復歸するや、村々の百姓は其最後の割換によりて定められたる闊地を永久の保有地として耕作することとなりしが故に、是より後土地と耕作主とは永久に密着し、隨て其土地を愛するの觀念は、闊持時代よりも一層強くなり、隨て其土地を改貞し、其生產力を増進せんことを努むるに至りしなり、之と同時に高持制度に復歸して以來、百姓は其持地を勝手に賣買することを得(註一七)、又他村の土地をも耕作することを得るに至りしより、百姓仲間に於ける土地所有の分配漸く不平均となれると共に、土地細分の弊も亦自ら現はれ來りたり、然れども他方に於ては村々の百姓は最早往年の如く土地金融上の不便を感じること渺くなり、經濟上の困難

も緩和せられ、又脇村の土地をも入りて耕作するを得るに到りしより、土地の利用も一層周密に行はるゝに至りしなり、要するに闕持制度の下に在りては、土地の處分を制限し且つ其耕地を年期毎に轉換せしめし爲、農民の租稅負擔能力を消極的に維持するの効果ありしことは争ひ難しと雖、高持制度となりてより、其耕作地は永く一地に定着して動くことなきに至りし爲め、百姓をして土地を愛し、肥培力を増進せしめんとするの念を増加せしめたり、換言すれば高持制度は闕持制度に比し其の土地保有の形態自由なる丈け百姓の營利心を刺戟し、農業生産を増加せしむるの利益あるも、他方には又却て百姓の私經濟を棄す種々なる原因を成せしことも看過すべからず(註十八)、而して高持となりたる後に於ける村内に於ける徵稅上の便否如何を見るに、高持制度の下に在りては百姓各戸の土地に對し一々稅を割り附け、之を集計して一戸の納入高を定むるものなるが故に、毎年納稅上の手續繁雜となり、隨て村入用も亦尠からざるに至れりとの事なるが、然かも此は夫の闕地割換なる一層煩雜なる事務を今や數年毎に繰り返すを要せざるに到れる代りに行ふものなれば、全く新規に起りたる村役人の仕事にはあらざるなり。

(註十九)

要するに闕持制度は之が特長と利益を具ふると共に、高持制度も夫れ相應の利點あるものなれば、藩廳は此間に處して双方の利弊を考へ、遂に高持制度に復歸したるなり、左れば、廢止後に現はれたる結果は兎に角として、藩廳發令の動機たるや一に財政政策の見地より高持に復歸せしめたるものなれば、村

によりては、之が爲め却て鬪持制度の廢止を不可とし、喜はざるものゝありしことも亦想像するに難らず(註十九)。

(註十七) 賣券證文之事

宮の浦

一、畑一反七畝九歩

分大豆二斗六合

御物成八升九合

代銀札百五十目

右之通永代賣渡候處實正明白に御座候然る上は子々孫々に至る迄少しも申分無之候爲後證一札如件

嘉永元戌

申八月

宮野浦
彌右衛門

舌間浦
金右衛門殿

前書之通永く届申候 以上

同浦組頭 安太郎

(西字和郡舌田村字舌田文書)

(註十八の一)

高持に相成候後は其畠限勝手に拔賣致候處、年を經候へば、其畠限と申提も薄く成候、假に云はゞ下札前一切五畠なるもの二畠半も元畠に構なく兄弟へ分け、或は九畠限持つものは、三人の子供へ三畠づゝ分、最初は親の名前なれども、後は兄弟、次第と年を経て銘々に取分候へば、其畠限賣買と申事までも亡却の族多、一切のものを數々切分候、夫をも不構故、他人へも一切ものゝ内を拔賣買する故、村毎算用も入組、古の徒の品もなく、勝手勝手算用の難澁、下札の難、相分儘を申、既安永八亥年御免替の節は下札前一切ものを畠分いたし度段申出候云々(不鳴條)

(註十八の二)

今度御領中鬪持被相止、高持仕成被仰出候に付、別紙定書の通申付候間、末々に到迄得と相辨候様可申付候、鬪持相止地組無之候へば、田地不易の家督故、隨分土地宜敷相成候様農事可致出精勿論に候、荒田、荒畑等致開作候て、荒地に年貢不納様可致候、尤諸役掛物其年々御物成高掛申付候へば、田地減少致し候時は右掛り物都て相増候間、此段百姓共得と相辨、互に心を付、譬銘々の分に無之候共、平日無油斷荒地出來不致様可相心得義專要に候、高持に相成り候得者、末々百姓共勝手宜敷事に候、自然庄屋役人心得違を以、難澁の義於有之、屹度面事可申付候、右の趣具に申聞べく候(不鳴條)

(註十八の三)

高持に成候時は、地組と申事無御座、銘々永代の家督に成候田畑に御座候へば、土地の養、平日心掛、宜筋にも可有御座候、然共、假令地主に無御座あたり地仕候込も、自分の作物に御座候ては、一作込も土地の養ひ疎に可仕様無御座候、然時は高持に成連強て替りたる譯にも有御座間敷歟、且又有力の者、餘計の田畑買取候ても手作計仕ものにても無御座、既當時家督餘計増者は何の所々にても宛地に仕候、此節は持來候田畑の手入さへ多分は届兼申趣に御座候へば、高持に成、差當宜仕成存付も無御座候(不鳴條)

(註十八の四)

高持の時は田畠抜地賣相成候に付、未進方其外内分入用有之節、當然の勝手に任せ相對を以て一畝町限遂に賣拂可申候、左候はゞ買取候ものも能田畠計求可申候に付、賣申者は段々家督は減し剩荒地の高に掛候、諸上納物も何を以可出様も無之に付、おづから相續不相成速に御百姓減申道理に可有御座候(不鳴條)

(註十八の五)

高持に成候はゞ有力の者は田地買増、尤難義のものは拔賣に致度と存候、高持に成候時は田畠共畠町限勝手勝手に賣買可仕候毎年百姓の持高増減仕候、義故、下札牒度々仕直申儀容易に仕間敷候(不鳴條)

(註十八の六)

高持に成候は、地組と申事も相止候に付、銘々控田畠永代の家督に候得共、田畠の取計可然義にも可有御座か、又は弱百姓共は遂に田畠抜賣にいたし次第に家督に離れ有力の者へ片付可申か、然時は本人手作計成難に付、手廻能もの町歩過分に求置、無縁者へ宛地餘計可仕、左候はゞ強て田地の能相成候道理にも有御座間敷か、此等の儀は、高持の譯委く相辨不申候ては是非判決候(不鳴條)

(註十九)

高持に相成候後は名寄帳を始、諸算用帖一人宛相立候に付、年増數多筆墨紙費御領分中々に付、餘計の義、算用向も障り、庄屋役人の隙を押、當時農業怠勝に相成候(不鳴條)

四、鬱持制度の殘存

鬱持制度は通則としては、寛文三年迄に全廢せられたる道理なれども、村によりては、依然として割換

を續行したるもありしが如し、此の事實は「不鳴條」の記事により之を推察し得らるゝのみならず、前顯松根氏「覺書」の中にも殆んど同様の記事あり、想ふに藩廳に於ては一方各組の代官より報告を徵し其意見に基きて寛保三年迄に全藩の關持制度の廢止を期せんとせしも、村によりては、此の布令ありしにも拘はらず、却て之を便利として繼續したるものなるべし。而して藩廳も亦他の事とは違ひ、村々百姓の產業に係る制度のことなれば、百姓自ら便利として舊習を改むるを欲せざる場合には、之を默認したものなるべし。以て一藩に於ける法制實施の進路と、百姓社會の經濟生活とが、常に必ずしも並行するものにあらざるを知るべし(註二十)。

(註二十)

浮地多所、地組仕直候はゞ又仕方も可在歟、と毎度申候へども、當時いたし方無之候、今に到りても關持不崩村も有之、於其
村々は世話少く候(不鳴條)

第四　惣合評論

上來論述せる處を綜合するに、舊宇和島藩の關持制度は一方伊達家の内事に關はりて起りたる種々の事件に基く財政上の困難を遠き原因とし、更に寛文六年同地方を襲ふたる暴風雨により農地の肥瘠に著しき等差を生じ、百姓の擔稅能力均等を失ひたる爲め、之が平衡を得しめん爲に行はれたる内折檢地の一業目として實施せられたるものなりとす。關持制度の實施に際しては、百姓各個が從來有せし持分を

參酌し、成るべく舊來の權利を尊重しつゝ土地の割當を爲すの方針を探りたるも、此新土地制度の下に於ては、百姓は土地配當の面積の多寡によりて本百姓、半百姓、四半百姓及無縁者の四段に分たれたるが故に、各村に於ける舊來の百姓は此階級中何れかの一に包含せられざるべからざるに到りたり而して一闗の土地面積は一に其村の耕地面積と百姓戸數により決定せられ、例へば田畠五十町歩を有する村の戸數參拾戸を算する場合には闗一本の面積は約一町七反歩となる。故に此村に於ては一本闗の本百姓は一町七反歩を配當せられしも、從前よりも尙多く土地を有せしものは或は一本半、又は二本百姓として廣き面積を割當てらるゝと共に他方に於ては、從前の持地遙に少かりし者は半百姓として八反歩内外又は四半百姓として四反歩内外、更に其面積の狭きものは無縁者として百姓の階級の外に置かれたり、故に闗持制度となりてより百姓が村の土地に對する持分の上には著しき相違を來さず、唯本百姓、半百姓、四半百姓等の僅かなる階級中に組込まれたる關係上、其間多少の出入を生じたるのみ、此點より見れば闗持制度は百姓地の平分を眼目とする所謂夫の均田制度とは其間大に徑庭ありと言はざるべからず本制度に於て其最も著しき特徴は、百姓各戸の耕地を數年又は十數年毎に割換ふるに在り、蓋し耕地を年期毎に交換せしむるは之により地力の差異に基く農業收益に平衡を得せしめ、以て百姓の納租能力を公平に保たんとするに在り、然るに此の耕地轉換の仕法は其後年時を経るに従ひ藩廳に於ても寧ろ弊害多くして利益の尠きを看取し、創始の年より七十年を経たる寛保年度に至り之が廢止を斷行したるを以

て、其後は藩内一局部の村落を除くの外闖持以前の制度たる高持に復歸するに到りしなり、是即ち宇和島藩廳が寛文以降の経験により、村落共有制とも云ふべき闖持地制度が啻に百姓各自の私經濟の上より見て得策ならざるのみならず、又一藩財政上に於ても豫期の成績を挙げ得ざりしを見たる結果にして、折角打ち立てられたる土地政策ながら、遂に失敗の歴史を以て終りたるものと謂ふて可なり、案するに、人の經濟行爲は各自の實生活の要求たる衣食住に對する慾望を濟せん爲めに起り来るものなれば、自己を圍繞する社會並に經濟條件が克く此の慾望濟充に適應せる場合に最強烈に其營利心を刺戟して生産能力を發揮す、然るに今闖持制度の下に於ては、百姓は唯其村の土地に對して耕地受配權を有し、極めて狹き範圍に於て之を處分することを得るのみにして、抽籤に當りたる土地は自己の所有地にあらず、數年又は十數年を経たる後再び抽籤法により他人と交換せざるべからざるを以て、彼等は耕耘培養に力を注ぐの觀念に乏しく、遂に其土地をして瘠薄ならしむるに至るは自然の歸結ならずんばあらず、然も農民耕地の生產力が常に其天然的條件によりてのみ支配せられ、人力により増加し得ざるものならば、此の闖持慣行の如きも或は剝切なる土地制度として維持せられ得たるべきも、元來土地生產力は之が耕作に任ずる百姓の心懸如何により増減するものなれば、百姓各個の營利心に訴ふることの割合に少き闖持地割換制度の如きが、結局失敗に終り、僅か七十年にして、廢滅に歸したるは怪しむに足らずと謂ふべし。闖持の如き特異なる土地制度は從來藩内に於て何等類似の慣行存在せず、又隣藩にも何等模倣すべき制

度なく突如として實施せられたるものなるべきや、想ふに、當時人民の私權は有りて無きものゝ如く、隨て生命財産の保障の如き殆んど上司より顧られず、藩命に抗すれば直に嚴罰を以て刑せられ、刑の重きは生命を失ひ財産を沒收せらるゝ時代なりしとは云へ、地方產業の基礎たる土地制度の如き舊來何等か藩内點々の地に多少類似の慣習行はれ居るにあらざれば、急突に之を施設するも容易に實行し難かるべし、此點に就き、余は今據るべき徵證を擧ぐる能はずと雖、夫の明治初年、闘持制度を多分の原因として惹起されたる舊藩地内の庄屋役地の所有權存否の紛争の判決に際し、松山地方裁判所の一判事が、「寛文六年以前に係る地所に關する所の帳簿又は原告が提供する證據書の中に從來の田畠を持高に應じ、闘取を以て耕作せしめたることのあるに依り云々」と論じたる一節は頗る興味ある暗示を與ふるを思ふものなり。即ち右の判事は當事者より提出したる古記錄を檢し、其中の記事により寛文年度に闘持制度が藩制として實施せらるゝ以前より既に之に類似せる慣行が村によりて多少づゝ行はれ居たりしを看て前記の説を立てたるものなり。又此の制度は四國の中には在りても、唯宇和島一藩のみに行はれたるものなりやと云ふに、余の調査の及ぶ限りに於ては、隣藩土佐の山内氏は既に元和十年に於て全藩に對し田地闘取の布達を發して土地割換を行はしめ、明治維新當時迄之が存續を認めたる事實ありしことを擧げんとす、(拙著「農民經濟史研究」中「土佐藩の地割制度」參照)、由來土佐藩と宇和島藩とは古來單に地理的に接壤するのみに止らず、伊達氏入部の後も夙に山内氏の能相、野中兼山とは沖島及び篠山の

境論に於て屢々樽組の間に接衝し、土佐藩の文物制度に就て大に見聞するの機會もありしことなれば、前記兼山執政の頃既に土佐藩に實施せられ居たる地割制度の如きも亦時の宇和島藩の財政當局者により注意して觀らるゝに至りしにはあらざる乎、固より余は此間の消息に就き適確なる資料を提示する能はずと雖、先年自ら土佐に到りて其地の地割制度を調査し、今又宇和島藩に於ける同一制度の跡を踏査するに及んで、兩藩制度の内容に近似の點多きを知りて、宇和島藩の闘持制度と土佐藩の同制度との間に本末相通するものあるにはあらざる乎を想ふものなり、若し夫れ寛文以前より既に土地割換の慣行が藩内に行はれたる形跡もありたりとの説と一藩の制度たる闘持制度との關係の如きは、洵に地方史學上重要な問題なりと雖、今日の場合、更に進みて考察を試みんとするも能はず、幸に他日地方史家の援助に待ち有力なる資料を得て闡明するの機會あらんことを期す。

最後に討究するを要するは、宇和島全藩に亘りて闘持の如き特殊なる土地制度行はれたるよりして、其百姓の保有せし土地の性質は果して私有地なりしや、又は藩有地にてありしや否やの問題なり、畏敬する宇和島の郷土史家兵頭賢一氏は其著「宇和島、吉田兩藩誌」に於て本問題に關し一説を立てられ

「藩制時代に於ける所謂年貢は近世財政學上の租稅に非ずして領主對領民相互の關係寧ろ小作人より地主に支拂ふ小作料の如きものなりき」(三一五頁)(中略)「既に記せし所の如く藩制時代の農民の年貢に對する觀念は政府維持の爲めに租稅を負擔すると云ふにはあらずして、自己

の耕せる地所の地主なる藩主に對して小作米を收むると思ふに在り、而して、小作料の率は藩主一方の意志により決定するを以て、居住の自由なき彼等は無條件に其命に服せざるを得ざりき」(三二九頁)

と斷定せられたり、實に徳川時代の百姓が果して其土地の所有權を享有せしや否やは、啻に宇和島藩に於ける法制上の問題として討究すべきものなるのみならず、又全國各藩に通じて深察精想を積むを要する學術上の問題なり、而して今兵頭氏の如き郷土の先進が其藩の史實により歸納し、其百姓を以て藩主の小作人とし、藩主を以て全藩農民の地主と斷せられたるは、余輩をして大に興味を感じしむるものあるのみならず、斯る重要な問題に對し自ら意を決して其一方を支持し主張せらる勇氣に敬意を表し茲に聊卑見を陳述して氏に負へる學恩の萬一に酬ふる處あらんとす。

僭て兵頭氏の主張せらるゝ藩主地主説に對し最有力なる證據として擧げらるべきは、夫の藩主が村々に命じて土地と人口とを調節する爲め勝手自由に抜百姓又は入百姓を強ひ、以て耕地不可動の原理に應じ、却て百姓を移住せしめたることに有りと雖、想ふに藩主が其人民に住居の自由を認めざりしが如きは當時敢て珍しからざる政治上の思想にして、治者階級の主腦者が被治者に對し此種の政策を施すは寧ろ尋常茶飯事に屬し、之が爲め人民土地所有權の存否を云爲する程のことにはあらざりしなり、思ふに中世庄園の制度——大地主一地を領有するの制度——漸く頽れ、其或者は年と共に上向して公權的性質を有す

領主となり、又或者は他に併合せられて、滅亡すると同時に其の下の百姓は新に來臨せる領主の民となるを見るを見しが、此頃に至れば領主は最早地主としての觀念を離れて貢租の徵收者と化し、隨て百姓も往年の小作人より一步進みて自作者に近き有様と爲り居たりしに、元龜天正の戰國時代より中央集權の過渡時代たる織田豊臣兩氏を経て徳川氏に至るや、列藩諸侯は其土地との關係漸く薄くなり、其所謂知行は藩主の所有地にあらずして、租稅の徵收權を認められたる地域と化したり、此事實を最雄辯に語るものは夫の所謂御國替なり、國替は今日にて云ふ地方長官の交迭の如きものにして、中央集權政府たる幕府の命令一下、他國に移封せらるゝとも之を拒み得ざりしなり、現に宇和島藩に於ては徳川幕府創立後間もなく藤堂、富田及び伊達氏の三氏を送迎したるにあらずや、此三氏中伊達氏は幸に三百有餘年の間宇和島に常住するを得たるも、若し伊達氏にして後年徳川氏の忌諱に觸るゝことにもありたらんには忽ちにして移封せられ得べかりしなり、藩主の政治的地位既に斯の如かりしとせば、此藩主の下に治めらるゝ農民を小作人と云ひ得べき道理何處にあらんや、唯當時徳川氏の中央集權政策大に其功を奏せしとは云へ、大體の政治形態は尙ほ封建の方式に則りしを以て、治者階級たる藩主が被治者たる百姓に對する其權能は極度に擴張せられ、以て動もすれば強制移住の如き暴政が行はれ得たるものにして、之が爲め藩主に土地の所有權が存在したる證據とするには當らずと信す、然らば藩主に土地の所有權あらずとすれば、土地所有權は果して誰に在りしか、小前百姓なりしか、又は村に在りしか、管見によれば、一藩の

制度として闖持法を施行したるは寛文より寛保に至る期間なれば、此の間土地は實質上一村の共有地として取扱はれ、村の土地を村民たる百姓が其持分に應じ年期毎に割換耕作したるものなれば闖持制度の存續したる七十有餘年の間は土地の所有權は其村にありたりとして見るを至當とせん、此の推斷より来る當然の歸結として其の高持時代即ち寛文以前及び寛保以後の土地所有權は其土地を保有せし小前百姓にありしと見るを當れりとす、即ち高持の時代に在りては土地に對する藩の制限は殆んど解除せられ百姓は其耕地を自分持地と確信し、藩廳又此の事實を認めたるを以て、高持制度の下に於ては農地の所有權は百姓自身の手中にありたりと云ふて可なりと信す。

餘　　言

舊宇和島藩領たる宇和四郡地方に於ては、明治初年より明治三十五年頃に至る間、舊庄屋の役地は私有地ならずして村の共有地なりとの訴訟事件頻發せり。是れ舊藩時代闖持制度の行はれたるより起れる法廷上の紛爭にして、明治史の一角よりせる宇和島藩土地制度の側面觀として頗る興味ある事件なれば、別に題名を更へて之を敍するの日あるべし。（大正十三年六月稿了）

小　　野　　武　　夫